

自然権と憲法定権力——シエースの憲法思想のまとめに代えて

浦田 一郎

目次

はじめに

一 シエースの自然権論

(一) シエースの人権論

1 欲求と自由

2 自然権

3 労働による所有

4 社会的結合

(二) ルソーの人権論

1 生命と自由

2 自然法論

3 人権の構成のしかた

4 所有の社会的再構成と人民による決定

(三) まとめ

二 シェースの憲法制定権力論

(一) 憲法制定権力論の前提

(二) 憲法制定権力の主体

1 憲法制定権力の主体としての国民

2 憲法制定権力に対する自然法の拘束

(三) 憲法制定権力の性格と手続

1 憲法制定権力の性格

2 憲法制定権力の行使手続

(四) 憲法制定権力の超実定性と実定化

1 憲法制定権力の超実定性

2 憲法制定権力の実定化

3 超実定的憲法制定権力論の意義

(五) まとめ

おわりに

はじめに

拙著『シェースの憲法思想』(勁草書房、一九八七年<sup>(1)</sup><sub>(2)</sub>)のまとめに代わるものを、本論文で整理しておきたい。人

権と憲法制定権力に關して若干の考察を加えることによって、それを行なうことにする。人權論については、シエースにおける人權の自然権的構成のありかたを見、次に人權を自然権としてとらえなかつたルソーの議論を檢討することによって、シエースの議論の特徴を明らかにしたい。

(1) この中で、以下のような議論を展開した。①研究視角として、シエースの憲法思想の全体的構造・政治状況への対応・資本主義経済との關係を問題にした(第一部第一章)。

フランス革命の構造と革命前のシエースの立場を簡単に見てみると、特権身分の大部分は反革命の立場に立つたが、シエースは革命前に特権批判の立場を確立していた。ブルジョワジーの概念規定をしようとする場合、その目的は、封建制から資本主義への移行を中心になって押し進めた、フランス革命当時の歴史的主体を明らかにすることである。革命前に既に一定の財産を持っていた平民が、ブルジョワジーと呼ばれるべき部分である。シエースはブルジョワジーの最下層の出身であるが、革命前に教会の中でかなりの財産所有者になっていた。民衆運動は反封建的・反資本主義的性格を持っていたが、シエースは民衆との接觸をほとんど経験していない(第二章)。

②憲法思想の構造の中で、中心問題である人權と主権をとりあげる。彼の人權論においては、労働による所有論によって、人格の所有から、労働の所有、物的所有を基礎づける。彼は「手段の大きな不平等」を肯定するが、その基礎には労働による所有論がある。それは、商品交換を基礎づけ、労働力の商品化を承認し、労働の成果の雇い主による所有も正当化する。社会状態の基本的な目的は自由と所有権の確実な保障にあるが、一種の社会権構想もある。彼の社会権構想は、民衆の要求を交質させて、貧困者の労働力の組織化を通して、資本の本源的蓄積を行なおうとしたものである(第二部第一章第一節)。

彼は、ロック型の人權論を基礎に置きながら、フジオクラットやアンシクロペディストと異なり、身分の区別のない社会を構想した(第二節)。

主権の問題を原理的に正面から考察している一七八八年から八九年にかけての資料を対象にして、彼の主権論の構造を檢討することにする。一七八九年に執筆された「フランスの代表者たちが一七八九年に行使できる執行手段に關する見解」では、既に納税者株主論が展開されている。(第二章第一節)。

「第三身分とは何か」において、特権身分を少数者として批判するために、多数決原理を帰結する人民主権論の形式を採用する。納税者株主論は、特権身分と第三身分の間の基本的な対抗関係を曖昧にするものとして、姿を消すことになる。その上で、第三身分内部の意思形成の方法としては、具体的には特別代表の選出のみがいわれ、「見解」では比較的明確であった命令的委任その他の制度は不明確にされる。このようにして、彼の本来的な反民衆的姿勢を背景としつつ、ブルジョワジーによる政治的指導性の実質的確保が図られる。しかし、第三身分内部の対抗が表面化していないこの段階では、国民主権論の本格的な形成を必然化する条件は存在しない(第二節)。

七月七、八日の審議において、命令的委任の禁止と見られる発言もしている(第三節)。人権宣言七月草案においては、受動的市民論によって、民衆の政治参加を拒否する結論が明確に出されておりながら、「第三身分とは何か」において展開された人民主権の形式が、一定の範囲で残されている(第四節)。

九月七日の演説の中で、彼は、人民への訴えを否定し、国王を国民の代表者とするために、命令的委任の禁止を不可欠の要素とする代表制の理論を展開した。

一七八九年を通して、人民主権論の形式のもとで、国民主権論の形成がすすめられるが、それはなお未完成である。従って、一七八九年における彼の主権論は、実質的には、形成されつつある国民主権論というべきであろう。

③憲法思想の展開に眼をやると、革命初期には、所有権を中心とする自然権保障の法体系を実現するために、特権を特権として維持しようとする体制をまず打破しようとする。しかし、第三身分の中でブルジョワジーと民衆との間の緊張関係が現実化すると、限定された特権を所有権として再評価することによって、所有者の統一が明確化する(第三部第一章第一節)。憲法制定者としてのシェースを理論的に支えていた基礎は、所有論である。このことが、彼の理論の体系性を保障するとともに、革命のそれぞれの段階で、所有権擁護にとってより大きな障害として、攻撃の焦点をあるいは特権身分にあるいは民衆にしぼるといふ柔軟な政治的態度を可能にした(第二節)。

共和歴三年の憲法構想を示した演説(第二章第一節)の中で、代表制を社会的分業論によって基礎づける。従って、代表制は直接民主主義の代替物ではなく、直接民主主義が可能であっても採用すべき、積極的に優れたものである(第二節)。彼が主張

する「協力制」または「有機的統一制」の権力分立は、異なる代理権を異なる団体に任せることによって、相互に協力させようとするものである。彼は、政府の権限強化を中心として、秩序だった権力機構をつくらうとした(第三節)。彼の「憲法陪審」は、憲法改正権その他の重要な権限について、人民主権を排除する意味を持っている(第四節)。

共和暦八年憲法の制定にあたって、彼が示した憲法構想は、彼の憲法思想の流れの中で次のような特徴を有する。第一に、彼は、統治機構の目的として個人の自由を措定する点では、一貫している。第二に、無産者による統制から権力を独立させようとする傾向は、共和暦八年には極限にまで押し進められ、「信任名簿」によって選挙権も否定されるに至る。第三に、権力分立論の積極的展開がなされ、「大選任者」や「護憲院」を含む複雑精緻な権力機構が示される。

共和暦八年の種々の構想は、直接には共和暦三年の思想を具体化したものであるが、その芽はすでに革命初期に現われている。共和暦八年に、一七八九年の草案で十分であるとして、彼が新しい人権宣言作成の必要性を感じなかったことは、彼にとって初期と末期に基本的な同質性があることを示している(第三章)。

(2) これについて長谷部恭男氏による書評があり、氏から特に方法論に関してコメントをいただいた『ジュリスト』八八九号、一九八七年、一一六ページ)。

(3) 畑安次「一八世紀フランス憲法思想の一潮流——ケネー、シエイエス、一七八九年人権宣言——」(「金沢大学・教養部論集(人文科学篇)」二四卷一号、八三ページ以下参照。「所有権の制限を前提として自由と平等の理念の統一の実現を志向するルソー——ロベスピエール——一七九三年の山獄党憲法とつながる潮流」に対して、「自由と所有権の不可分関係を強調してこれを全面に押し出し、平等観念を相対的に後退させるというフィジオクラート(ケネー)——シエイエス——一七八九年人権宣言とつながる潮流」の分析を行なう。

## 一 シェースの自然権論

### (一) シェースの人権論

#### 1 欲求と自由

彼が人権論を最も体系的に展開した七月草案（「憲法前文。人および市民の権利宣言の承認および理論的解説」）は、次の文章から始まる。「人はその本性から欲求（des besoins）に従う。しかし、その本性から彼は、それを充たす手段を持つ<sup>(1)</sup>」。欲求は「幸福の願望」に言い換えられ、「幸福は人の目的」となる。このように、人間の欲求が議論の出発点に置かれる。

人間の自由を法や国家の目的とする発言はくりかえし行なわれている。シェースの最初のパンフレットである、「フランスの代表者達が一七八九年に行使できる執行手段に関する見解」は、「市民の自由はすべての法の唯一の目的である<sup>(2)</sup>」とする。共和暦三年の演説も同様に、「すべての公的組織の目的は個人の自由である<sup>(3)</sup>」と言う。共和暦八年の憲法構想も、「単なる市民」に認められる「最も広い自由」を議論の基礎に置き、その実現のための統治機構のありかたを論ずる<sup>(4)</sup>。これらの発言には、人間の欲求や自由に根源的な価値を認める態度が表われている。

(一) Préliminaire de la constitution. Reconnaissance et exposition raisonnée des droits de l'homme et du citoyen, Archives Parlementaires (以下 A. P. 以下略) 1ère série, t. 8, p. 256.

(二) Vues sur les moyens d'exécution dont les représentants de la France pourront disposer en 1789, Bibliothèque Na-

tionale, Lb<sup>89</sup>, 1266, première section, p. 11.

(3) Réimpression de l'Ancien Moniteur, Paris, Plon Frère, t. 25, p. 295.

(4) Boulay de la Meurthe, Théorie constitutionnelle de Sieyès-Constitution de Van VIII, Paris, 1836, B. N., L<sup>es</sup>. 222, pp. 9, 10. 共和暦八年ブリュネール二〇日から三〇日(一七九九年一月一日から二日)にかけて、ブローラーはシエースの秘書を勤めながら、彼の憲法構想をまとめている。

## 2 自然権

このような人間の欲求や自由を実現するために、自然権の考えかたが採られている。一定の権利を国家に先行するものとし、主権による規律を排除している。自然状態に関する説明の中で、一般的な所有論や権利の平等論が展開されているが、自然権という言葉は使われていない。しかし、社会状態論において次のように言われている。「これまでに市民の自然的・市民的権利(les droits naturels et civils des citoyens)についてしか説明してこなかった。政治的権利(les droits politiques)を承認する仕事は、我々に残されている。<sup>(1)</sup>」政治的権利に對置して、自然的・市民的権利のことが言われ、「自然権」という言葉が使われている。ここでのどのような意味で自然権という規定が行なわれているかは、必ずしも明らかではないが、<sup>(2)</sup>基本的に自然権の考えかたが採られていることははっきりしている。

明確な所有権論や、限界を画された自由権論は、社会状態において展開されている。<sup>(3)</sup>ロックと對比しても、七月草案は必ずしも明確に自然権的構成をとっているわけではない。

しかし、労働による所有に基づいて「排他的所有(物)」(ma propriété exclusive)が十分に成立するとされており、労働による所有は国家を前提せず、自然状態において論理的に成立可能なものである。社会は、既に成立した排

他的所有に「法的承認」(Consecration legale)を与えるだけであって、社会による所有の積極的実現や規制は語られていない。

「社会状態は自然法の続き」であり、「社会秩序はいわば自然秩序の続き、補充」とされている。従って、権利のあり方も自然状態から社会状態へ基本的に連続することになり、自由の限界にも変化がないと考えられる。自由の限界は他人の自由の侵害とされているが、このような限界づけのしかたは、社会状態における自由に対する新たな社会的規制を排除している。このように、シェースの人権宣言草案では、必ずしも明確に述べられているわけではないが、自然権の構成がとられていると考えることができる。

他の発言の中で、自然権という規定は、多くはないが行なわれている。一七九〇年一月二〇日、国民議会において彼が行なった、「印刷の手段によりまたは文書・図画の出版によって犯されうる軽罪に関する法律案の報告」の中で、次のように述べている。「市民達が思考し、話し、書き、彼等の思想を出版するのは、法律の力によるものではない。それは彼等の自然権の力によるのである。」<sup>(4)</sup>自由は自然権であり、実定法律の保障を待つ必要はないとする。

「第三身分とは何か」にも、自然権の考えかたを前提にした発言が見られる。「国民はすべてに先立って存在し、あらゆるものの源泉である。その意思は常に合法的であり、法そのものである。その前と上には自然法しか存在しない。」<sup>(5)</sup>国民とその意思の全能性を強調する文脈においてであるが、自然法の存在が前提に置かれている。あるいは、「所有権は自然なものであり、私はそれを少しも排除しない」と<sup>(6)</sup>とされる。「自然権」という言葉こそ使われていないが、自然権の考えかたが採られていることは明らかである。

「見解」の中にも同趣旨の発言が見られる。「国民の上には自然法しか考えられないが、自然法は、国民にとって邪魔になるどころか、国民を啓蒙し、社会的結合の偉大な目的に導くのである。」<sup>(7)</sup>所有権に関して同様のことが述

べられている。「国民自身も、どんなに最高の立法者であっても、私の家の私の債権も奪うことはできない。原理にさかのぼれば、あらゆる立法の目的として所有権の保障に出会う」<sup>(8)</sup>。

「特権論」において、「自由はあらゆる社会、あらゆる立法者に先行する」<sup>(9)</sup>とされているが、同様の趣旨と解される。共和暦三年の演説においては、「憲法陪審」(Le jury constitutionnaire)の権限の一つとして自然法による裁判が構想されている。憲法陪審は「実定的裁判権が欠けている場合の、自然的裁判権を有する補充機関」であり、市民的自由に「自然的公正 (équité naturelle) の手段」を提供するとされている<sup>(10)</sup>。

(1) A. P., t. 8, p. 259.

(2) ここでは自然的・市民的権利と政治的権利の区別が問題とされ、自然的権利と市民的権利の関係は論じられていない。自由権を自然的権利と呼び、社会権を市民的権利としているのか。それとも、自然的権利としての起源を持つ権利が、社会状態において市民的権利となり、それを一体として自然的・市民的権利としてとらえているのか。前者であるように思われるが、明確には説明されていない。

(3) A. P., pp. 257, 258.

(4) A. P., t. 11, p. 259.

(5) Qu'est-ce que le Tiers état?, éd. par Roberto Zapperi, Genève, Droz, 1970, chapitre 5, p. 180. 大岩誠訳『第三階級とは何か』岩波文庫、八四ページ参照。

(6) Ibid., chapitre 3, p. 136. 訳四〇ページ参照。

(7) Vues sur les moyens, p. 25.

(8) Ibid., p. 70.

(9) L'Essai sur les privilèges, Qu'est-ce que le Tiers état?, éd. par Edme Champion, P. U. F., 1982, p. 2. 大岩訳「特権論」『第三階級とは何か』一二六ページ。

(10) *Moniteur*, t. 25, p. 442.

### 3 労働による所有

自然権としての人權は、所有によって体系的に説明され、所有は労働によって基礎づけられる。「自分の人格に対する所有 (*la propriété de sa personne*) は権利の中で第一のものである。この最初の権利から活動の所有と労働の所有 (*la propriété des actions et celle du travail*) が発生する。というのは、労働は人の能力の有益な使用に他ならないからである。……外敵対象に対する所有、すなわち物的所有 (*la propriété réelle*) は、同様に人的所有 (*la propriété personnelle*) の続きに他ならず、その拡張のようなものである。」<sup>(1)</sup>このように所有が人間の活動全体をとらえるので、自由も所有から説明される。「人的所有の行使において、そして物的所有の使用において、少しも不安をいだかなくてすむ者は、自由である。」<sup>(2)</sup>

労働による所有は、自己の欲求を充たすものであると同時に、自己の労働に基礎を置く外観を有している。従って、このような所有においては、基本的な平等が帰結されるように見える。しかし、労働による所有論は次のような構造を持っている。第一に、それは商品交換を基礎づける。労働は人格から出発するが、人格自体は譲渡・交換の対象にならない。「すべての人は自分の人格の唯一の所有者である。この所有は譲渡不可能である。」<sup>(3)</sup>(七月草案三条)しかし、人格の活動としての労働を加えた物は、人格自体から独立する。従って、所有物は交換可能なものになり、<sup>(4)</sup>ここに労働による所有の意義が存在する。七月草案三条が、人格は譲渡不可能であるというとき、人格でない物の所有の譲渡可能性を前提にしていると考えられる。実際にも、自由を構成する権利の一つとして、「交換する権利」(*le droit de changer*) が明示されている。<sup>(5)</sup>

第二に、労働による所有は労働力の商品化も可能にする。「社会における人の権利の宣言」(Déclaration des droits de l'homme en société) (八月草案) 五条は、次の規定を置いている。「すべての人は自分の人格の唯一の所有者である。自分の役務や時間について契約することはできるが、自分自身を売ることとはできない。この第一の所有は譲渡不可能である。」<sup>(6)</sup>「自分の役務や時間について契約する」ことができる<sup>(6)</sup>とされている部分は、労働力の商品化を意味している。彼が実際に念頭に置いていた労働形態は過渡的なものであっても、この規定の論理自体は近代的な賃労働をもカバーしうるものである。労働による所有論によれば、人格の活動の成果が、人格の所有から区別された所有の対象になるばかりではなく、その前段階である人格の活動自体が所有の対象になる。譲渡の禁止が及んでいるのは、明らかに人格の所有のみであるから、労働力は譲渡可能になる。

第三に、労働による所有は、労働の成果の雇い主による所有を認める。シエースは「労働の所有」というものを考え、労働力に対する私的所有を認める。従って、労働力は自由な処分の対象になり、それを売れば、それは買い主の所有物になる。その結果、労働力の買い主である雇い主は、それを使用することによって、作り出された物に対して、自己の私的所有を主張することになる。<sup>(7)</sup>

以上のような労働による所有論は、資本の本源の蓄積を可能にすると共に、資本主義が本格的に成立した時に、それを保障できる構造も備えている。

この論理から、不平等が自然なものとして肯定される。自然状態において財産の不平等が発生するとされている。「人の間に手段の大きな不平等 (De grandes inégalités de moyens) が存在するというのは本当である。自然は強者と弱者を作る。それはある人には知能を分け与えるが、別の人には拒否する。そこから、人の間に労働の不平等、生産物の不平等、消費または享受の不平等が生まれるであろう。」<sup>(8)</sup>そして、「手段の自然な不平等」と言われ、手段の不

平等は自然なものとする。

欲求を充たすための手段の所有という議論からすれば、そのような所有には制限がありそうに見える。欲求を充たすのに不必要な所有や、使用しきれない程の所有は、許されないことになるからである。しかし、そのような制限への言及はなく、従ってまた、ロックにおけるような貨幣の導入によるその制限の撤廃という議論も存在しない。<sup>(9)</sup> シェースの所有には制限が課せられていない。<sup>(10)</sup>

このような所有論によって、現実の不平等な財産所有が正当化される。資本家的所有ばかりではなく、政治的特権の否定によって近代的に変形された封建的な経済的特権も、肯定される。<sup>(11)</sup>

労働による所有論は、欲求を充たすための所有という論理を出発点に置くが、結局、所有は自由な生存から独立する。他人労働を支配し、自由な生存に反する所有を正当化するに至る。むしろ、出発点に置かれた「欲求」は、始めから生存の欲求と共に無限蓄積の欲求を意味し、使用価値と共に価値を内容として見るとすることも不可能ではない。

- (1) A. P., t. 8, pp. 257, 258.
- (2) Ibid., p. 258. 「見解」の中でも、同様のことが述べられている。「市民の自由は、その人的所有の行使と物的所有の使用にいて、妨害や不安がないという保障にある。」(Vues sur les moyens, première section, p. 11.)
- (3) A. P., t. 8, p. 260.
- (4) 田中正司『増補ジョン・ロック研究』、未来社、一九七五年、二一七、二一八ページ。
- (5) A. P., t. 8, p. 258.
- (6) A. P., p. 422.
- (7) 田中前掲書二七六ページ。
- (8) A. P., t. 8, p. 257.

- (6) John Locke, *The Second Treatise of Government*, edited by J. W. Gough, Oxford, Third ed., 1966, chapter 5, pp. 25, 26. 鶴飼信成訳『市民政府論』岩波書店、一九六八年、三六、三七ページ参照。
- (10) 労働による所有に基づいて財産の不平等を肯定する議論は一八世紀にはかなり存在する。フィジオクラットやアンシクロペディストの所有論について、『シエースの憲法思想』九七ページ以下参照。
- (11) *Mémoire sur le rachat des droits féodaux*, 27 août 1789, A. P., t. 8, pp. 499-503.

#### 4 社会的結合

財産の不平等を維持したままで、社会的結合がなされる。「社会状態は、手段の不平等の自然ではあるが有害な影響力に対抗して、権利の平等を保護する<sup>(1)</sup>」。社会的結合によって保護されるのは権利の平等であり、権利の平等を侵害しない手段の不平等は、自然なものとして放置される。従って、自然状態から社会状態への移行は基本的に連続的過程であり、「社会秩序はいわば自然秩序の続き、補完」とされる。七月草案において社会的結合が論じられても、ルソーの全部譲渡論を想起させる「社会契約」(contrat social)という言葉は避けられる。「第三身分とは何か」の中では、「個人意思」の時期から「共同意思」の時期への移行に当たって、社会契約はそもそも論じられない<sup>(2)</sup>。そして、共和暦三年の演説の中で、明確に一部譲渡の立場を宣言する。「政治的結合がなされるとき、各個人が社会の中に持ち込むすべての権利、個人の集合体全体のすべての力を決して共有にするわけではない。公的、政治的権力の下に、可能な最小限のもの、そして各人の権利と義務を維持するのに必要なものだけを共有にする<sup>(3)</sup>」。

根源的な欲求と自由は自然権論と結びついて、労働による所有によって実現されるとするものが、シエースの基本的な論理である。しかし、それだけでは、労働のできない者や労働の見つからない者の生存の問題に答えることができない。その点をカバーするのが、彼の社会権構想である。七月草案二五条で、「必要(欲求)を充たすことができ

ないすべての市民は、その同郷の市民の救済を受けることができる」とされている<sup>(4)</sup>。革命期における深刻な貧困の現実を前にして、労働による所有論に対して社会権構想による補完がなされるのは自然なことであった。このような社会権構想は排他的所有論を前提としており、所有規制による生存確保の要求を排除する意味を持った。

自由は労働による所有について不安のないことであり、救済を受ける権利はその補完であり、シェエスの人権は労働による所有について体系的にとらえられる。労働による所有の共済点は人格に対する所有であり、その帰結は手段の不平等である。人格や労働に対する所有を意味する人的所有は、精神的自由権や人身の自由に当たり、物的所有は経済的自由権である。彼の場合、労働による所有論の体系の中で、前者の承認は後者の正当化と結合している。

「すべてに先立って存在し、あらゆるものの源泉である」「国民」も、自然法の拘束に服す。従って、根源的な欲求や自由は、一定の所有と自由を自然権として保護する方法によって実現すべきものとされ、主権者国民もその点に關する判断権を認められない。自然権の人権の具体的確定は一部の市民によって行なわれることになる。

人権の確定は法律に基づいて行なわれる。「これらの(個人的自由の)限界を認識し指示することは、法律の仕事である」<sup>(5)</sup>。シェエスにおいては、法律に代表される実定法の形成から、結局民衆は排除される。国民の憲法制定権力を強調する「第三身分とは何か」においても、「召使や、主人に従属するすべての者」<sup>(6)</sup>を始めとする民衆を、政治的主体からはずしている。参政権の制限は七月草案の中で「受動的市民」(citoyen passif)論として定式化される<sup>(7)</sup>。共和暦八年の憲法構想においては、国民は、公務員候補者名簿である「信任・名士名簿」(Les listes de confiance et de notabilité)を作成するだけであり、選挙権も否定される<sup>(8)</sup>。

法律の制定や政治に参加することが期待されているのは、「第三身分とは何か」においては、「第三身分の中の自由な階層 (les classes disponibles) である」<sup>(9)</sup>。七月草案においては、納税者である「能動的市民」のみが参政権を認めら

れる。一七八九年九月七日の演説で命令的委任の禁止が定式化され、代表者は有権者から独立して活動する。<sup>(10)</sup>

このように、自然権論の採用と対応して、人権の具体的確定から民衆が排除され、それは有産者市民によって独立してなされる。自然法論に基づく人権の具体的確定は、それによって利益を受ける市民によってなされる。

以上の要点をまとめると、①シエースは人間の欲求と自由に根源的な価値を置いている。②それを人権の自然権的構成によって実現しようとする。③その結果、人間の欲求と自由に反する所有が正当化される。④主権は自然権によって拘束され、人権の具体的なあり方の決定から国民は排除される。

- (1) A. P., t. 8, p. 257.
- (2) Qu'est-ce que le Tiers état?, chapitre 5, p. 178. 訳八二ページ参照。
- (3) Moniteur, t. 25, p. 292.
- (4) A. P., t. 8, p. 261.
- (5) A. P., t. 8, p. 258.
- (6) Qu'est-ce que le Tiers état?, chapitre 3, section 1, p. 139. 訳四三、四四ページ参照。
- (7) A. P., t. 8, p. 259.
- (8) Boulay, op. cit., pp. 11 et s.; Jean Bourdon, La constitution de l'an VIII, thèse, Paris, 1941, pp. 68 et s.; F. A. M. Mignet, Histoire de la Révolution française depuis 1789 jusqu'en 1814, Paris, 19<sup>e</sup> éd., 1905, t. 2, p. 264.
- (9) Qu'est-ce que le Tiers état?, chapitre 3, section 1, p. 143. 訳四十七ページ。
- (10) A. P., t. 8, pp. 594, 595.

## (二) ルソーの人権論

1 生命と自由

一般意思の優越を強調するルソーも、人間の自由な生存に基本的な価値を置いている。

「社会契約論」第一篇第一章は自由に関する有名な文章から始まる。「人間は自由なものであるとして生まれたが、しかもいたるところで鉄鎖につながれている。他の人々の主人であると信じている者も、やはりその人々以上に奴隷なのである。このような変化がどうして起こったのか。私には分からない。それは何によって正当化されるのか。私はこの問題なら解くことができると思う。」<sup>(1)</sup>人間の自由が問題の出発点に置かれている。

奴隷制について論ずる中で、自由を放棄することは、人間としての資格を放棄することであるとされる。「自分の自由を放棄することは、人間としての資格、人間の権利、さらにその義務をさえ放棄することである。すべてを放棄する人には、どのような補償もありえない。このような放棄は人間の本性と両立しない。」<sup>(2)</sup>自由を人間にとって本質的なものとしている。

『人間不平等起源論』において、従来の自然法論者は社会における観念を自然状態の中に持ち込んでいると批判する。<sup>(3)</sup>その上で、孤立の状態として描かれた「自然状態」において、人間の最初の配慮は自己保存の配慮であるとする。「人間の最初の感情は自己生存 (son existence) の感情であり、最初の配慮は自己保存 (sa conservation) の配慮である。」<sup>(4)</sup>人間の生存を、考えるべき最初の問題とする。

さらに、自分の自由を放棄できるとするプーフエンドルフを批判して、次のように述べている。「所有権は合意と人間の制度によるものにすぎないから、人間は皆、自分の所有する物を随意に処分することができる。しかし、生命や自由というような、自然の本質的な贈り物に関しては、同じようにいかず、それらを各人が享受することは許されているが、放棄する権利があるかどうかは、少なくとも疑わしい。……それらを捨てることは、同時に自然と理性に

反するものであろう。<sup>(5)</sup>」財産と異なり、生命や自由を放棄することはできないとする。

ルソーが、人間にとって本質的なものとして、自由な生存を議論の出発点に置き、それに根源的な価値を認めていることは明らかである。このような根源的価値を実現するために、社会契約を結ぶ。従って、そこから生まれる人民主権・一般意思が、自由や生命を破壊することは、背理である。しかし、自由な生存を確保するために、自然権の構成をとったであろうか。

- (1) Rousseau, *Contract social, The Political Writings of Jean Jacques Rousseau*, edited by C. E. Vaughan, Oxford, Basil Blackwell, 1962, v. 2, livre 1, chapitre 1, pp. 23, 24. 作田啓一訳『社会契約論』『ルソー全集』白水社、一九七九年、五巻、一一〇ページ参照。
- (2) Ibid, chapitre 4, p. 28. 同訳一一六ページ参照。
- (3) Discours sur l'origine et les fondements de l'inégalité parmi les hommes, *The Political Writings*, v. 1, p. 137. 原好男訳『人間不平等起源論』『ルソー全集』一九七八年、四巻、一九三ページ参照。
- (4) Ibid, seconde partie, p. 169. 同訳二二二ページ参照。
- (5) Ibid, p. 187. 同訳二五二、二五三ページ参照。畑安次「一八世紀フランス人権思想の一潮流」、矢崎・八木編『近代法思想の展開』、有斐閣、一九八三年、二二九ページ参照。

## 2 自然法論

ルソーを自然法論者とする代表的な議論はドゥラテによって行なわれている。その主たる論拠は、以下のような点である。①ルソーを批判する法律家達に対する一七五八年一〇月一五日の手紙の中で、自然法の権威を主権者に優越するものと認めている。『ある国家に、主権者の権威よりも上位の権威を認めるか。』私はそれについて三つだけ認

めまず。第一に神の権威、次に人間の構造に由来する自然法、そして地上のすべての王より強い、誠実な心を持つ名誉の権威です。<sup>(1)</sup>

②『社会契約論』第二篇第四章「主権の限界について」の中で、自然権の尊重を主張している。「市民達が臣民として果たさねばならない義務を、人間として享受するに違いない自然権 (droit naturel) から区別することが重要である。<sup>(2)</sup>」

③社会契約が意味を持つためには、それが遵守されなければならない。約束尊重の義務が論理的に先行するはずである。その意味で、約束を守るということは、社会契約に先行する自然法ということになる。「このように社会契約説は自然法の觀念の否定と両立できないのである。<sup>(3)</sup>」

そして、デル・ヴェッキオを引用して、次のように結論づける。「自然権は、すべてその実体を完全に維持しながら、市民的権利に転換されるのである。<sup>(4)</sup>」

以上のような理解については、西嶋法友氏による批判が当てはまると考える。①主権者に対する自然法の優越という議論は、アンシャン・レジーム下の現実の君主権力に対する批判として行なわれている。このような場合には自然法の観点をルソーは強調するが、自己の社会契約説の枠組みにおいては、問題は、社会契約に基づく法の中でとらえられる。レオンも言う。「その本性からして法の創造ではない権威に、それら(三つの権威—浦田)が権力に課されたくつわとして考察され得る。だがわれわれがそれらをルソーの思想の枠組みの中に戻すならば、それらは一切の法……の要素となるのである。<sup>(5)</sup>」

②自然権の尊重についての発言にも、以上のことにかかわる問題が含まれている。ルソーは、ここでいう自然権尊重の趣旨を、一部譲渡と主権の制限によってではなく、全部譲渡と主権の優越によって実現しようとしている。主権

に対する自然法の拘束を主張しているわけではない。<sup>(c)</sup>

③ ルソーに「自然的正義」論から「協約による正義」論への転回が見られる。社会契約によって全員の最大限の善が追求され、そのことによって契約の遵守という正義が生まれるのである。「ジュネーヴ草稿」の中でルソー自身が発言している。「法が正義に先行するのであって、正義が法に先行するのではない。」<sup>(d)</sup>

以上の点から、結局自然権的構成を採っていないと考える。生命と自由に根源的な価値が認められ、その実現のために社会契約・人民主権・一般意思が考えられる。この点は、ルソーがそれまでの自然法論から積極的に引き継いだものということもできるであろう。しかしながら、生命と自由という根源的な価値を実現するために、自然権として一定の自由を予め主権行使の限界の外に置くという、自然権的構成は採らなかった。<sup>(e)</sup>

(1) 原好男訳「書簡集(上)」『ルソー全集』一三巻、四六二ページ参照。Robert Derathé, Jean-Jacques Rousseau et la science politique de son temps, Paris, Librairie philosophique J. Vrin, 1970, p. 157. 西嶋法友訳『ルソーとその時代の政治学』九州大学出版会、一九八六年、一四四ページ参照。

(2) Contrat social, livre 2, chapitre 4, p. 44. 作田訳「三十七ページ」は、「droit naturel」が「義務」となっている。Derathé, op. cit., p. 165. 西嶋訳「五十一ページ」参照。

(3) Ibid., p. 160. 同訳「四六ページ」参照。

(4) Ibid., p. 171. 同訳「五八ページ」参照。

(5) 「ルソーにおける自然法と実定法」『経営と経済』、六六巻四号、一九八七年、一〇六ページ。

(6) 同一〇七ページ。

(7) Première version du Contrat social, edited by Vaughan, v. 1, livre 2, chapitre 4, p. 494. 西嶋前掲論文「〇三ページ」。同氏は、自然法と実定法を対立させる二元的法秩序観が、ルソーにあるとする理解については、批判的である。しかし、「全員の最大の善」という内容的「正」を主張しうる限りで、法律が「法」になりうると、ルソーは考えていると見る。この

意味においてルソーは自然法論者であるという立場を、氏はとる(同七九ページ)。

(8) 佐々木允臣「ルソーとマルクス——近代的人権の揚棄をめぐる——」『島大法学』、二七巻二号、一九八三年、一一六、一一七ページは、第一次的自然権と第二次的自然権の概念によってルソーの人権論をとらえる。「自由により自己を完成させる、あるいは自由により自己を全面的に発達させる平等な権利、それを人間本性から流出する国家以前の自然権・人権として万人に認め、国家がそれに相応しい諸権利を人間的組成に基づきわば第二次的な自然権・人権として承認し実定法化することを要請するのである。第一次的な自然権という新しい基盤の上で近代的人権は否定の否定を受けることによって保存され再興される。」興味ある議論であるが、ルソーにおける自由な自己完成権の内容と、ここでいう自然権の意味について、留保したい。

### 3 人権の構成のしかた

自然状態において危うくなった生命と自由の保障を求めて、社会契約が結ばれる。社会契約において、「我々各人は、自己の人格とすべての力を共同にして、一般意思の最高指揮の下に置く。そして、我々は、全体の不可分の一部として、各構成員を一体のものとなるように受け取る。」<sup>1)</sup>そこで行なわれるのは、全部譲渡である。従って、社会のありかたを自然なものとして前提にしたままで、政治権力のみが形成されるのではなく、社会契約によって社会から構成し直される。そのことによって、新しい社会と政治権力が形成される。

全部譲渡論とおして、個人の自己保存と国家の自己保存が結び付けられる。「もし国家または都市 (La Cité) がひとつの法人格 (une personne morale) であり、その生命が構成員の結合にあり、その配慮の内でも最重要なものがその (法人格の) 自己保存 (sa propre conservation) の配慮であるならば、全体にとってもっとも適当なやりかたで、各部分を動かし調整するために、普遍的な強制力が必要である。自然が各人の体のすべての部分に対する絶対的な権力を与えているように、社会契約 (le pacte social) も政治体にすべての構成員に対する絶対的な権力を与え

ている。この権力こそ、一般意思によって指揮され、……主権と呼ばれるものである。<sup>(2)</sup>各個人の権利は、絶対的な権力である主権の規律を受けるものとして成立する。

しかし、この規律は個人と国家の自己保存のために認められるものであるから、それに必要な範囲という限界を有する。「各人が社会契約によって各人の力、財産、自由の内から譲渡するものは、全部を合わせても、その使用が共同体にとって重要である部分に過ぎないと認められている。しかし、主権者だけがその重要性の判定者であることも認めなければならない。」<sup>(3)</sup>従って、共同体にとって必要でない部分については、個人の権利が確立する。「主権は、どんなに絶対的で、神聖で、不可侵であっても、一般的な協約 (conventions générales) の限界を越えないし、越えることもできず、すべての人は、財産と自由の内でのこの協約によって自分に残されたものを、完全に処分することができる。」<sup>(4)</sup>全部譲渡の体制の下でも、個人と国家の自己保存と適合する範囲で、個人の権利が成立する。

個人は自然的自由を失う代わりに、市民的・社会的自由を獲得する。「人間が社会契約によって失うもの、それは彼の自然的自由と、彼の欲望を誘い、彼が手に入れることができるすべてのものに対する無制限の自由である。彼が獲得するものは、市民的 (社会的) 自由 (la liberté civile) と、彼が持っているすべてのものに対する所有権である。この埋め合わせについて思い違いをしないためには、個人の力以上に限界を持たない自然的自由と、一般意思によって制限されている市民的 (社会的) 自由をはっきり区別する必要がある。」<sup>(5)</sup>主権によって制限されない自然権ではなく、主権によって規律される社会的権利が成立する。

- (1) Contrat social, livre 1, chapitre 6, p. 33. 作田訳一二三ページ参照。
- (2) Ibid., livre 2, chapitre 4, p. 43. 作田訳一三六ページ参照。
- (3) Ibid., p. 44. 作田訳一三七ページ参照。

(4) Ibid., p. 46. 作田訳一三九ページ参照。

(5) Ibid., livre I, chapitre 8, pp. 36, 37. 作田訳一二六ページ参照。

#### 4 所有の社会的再構成と人民による決定

ルソーの議論の特徴の一つは、人権論において所有に大きな関心が向けられ、所有の自然権的保障が自由な生存を不可能にしていると見る点である。自然状態の初期から見ると、豊かな自然の中では、自己保存のための意識的な労働は必要がないようである。<sup>(1)</sup>しかし、人間の数が増えると、苦労が増大する。人間の間の相互交流が始まり、生存のために労働の必要が生じ、それに伴って所有が生まれる。所有の起源について明確な記述はないが、最初の所有は労働に基づくものようである。<sup>(2)</sup>従って、このような生存のための所有には、自己保存にとって必要であり、自己労働によるという限界が一般的に認められると考えられる。<sup>(3)</sup>

「所有から恐らく多くの争いや闘いが生じた」<sup>(4)</sup>というように、労働による所有も人間にとって苦労や不幸の始まりとして描かれる。さらに、社会生活が進み、人間が変質すると、所有が自己保存や自己労働から離れ、不平等が発生する。ルソーは、人間の不幸の源泉としての不平等について、その起源を探り、それが自然法によって正当化されるかという問題に答えるために、『人間不平等起源論』を執筆する。所有権を自然権として構成することは、不平等と不幸を固定化することになる。

そこで、自由な生存の回復のために、社会契約と一般意思に基づく、所有の再構成が必要になる。生命と自由の維持・実現のためには、所有権の基礎が不可欠だからである。「所有権は市民のあらゆる権利の内でも神聖なものであり、ある点では自由それ自身よりも重要であることは確かである。というのは、それは生命の維持に深くかかわり

を持っており、また財産は人身以上に侵害することが容易であり、護ることが困難であるので、容易に奪われうるものほど、尊重されなければならないからであり、結局、所有は市民社会の真の基礎であり、市民間の約束の真の保証人であるからである。<sup>(5)</sup>「そのためにこそ、ルソーは不平等な財産所有の自然権的正当化を行なうのではなく、生命と自由の保障のために所有の社会的構成を行なう。

極端な財産の不平等は、自由な生存を不可能にする。「富に關しては、どのような市民も他の市民を買えるほど富裕ではなく、どのような市民も身売りを余儀なくされるほど貧困であってはならない」<sup>(6)</sup>。そこで、極端な不平等の防止が政府の仕事となる。「財産の極端な不平等を防止することは、政府の最も重要な事業の一つとなる。それは、財宝を所有者から取り上げることによってではなく、それを蓄積するすべての手段を取り除くことによって、また貧困者のために救貧院を建てることによってではなく、市民が貧困にならないように保障することによって行なわれる。」<sup>(7)</sup>ここで批判されている財産の極端な不平等は、アンシクロペディスト<sup>(8)</sup>と異なり、封建的特権にとどまらない。封建的特権が排除されても、残り増大する不平等が問題にされている。ルソーは財産の極端な不平等の防止を理念として主張しているが、私有財産制の廃止や小所有の維持を要求しているわけではなく、所有権の社会的再構成の具体的内容は特定してはいないように思われる。<sup>(9)</sup>しかし、所有権が人民主権・一般意思に依存し、社会的に再構成・規制されるものとされていることは明らかである。

社会的に再構成された所有権によって、市民の生命と自由が回復・維持され、そのようにして、基本的利害について一致し、自律した市民によって、人民主権の実現が可能となる。財産の極端な不平等を正当化し、市民の生命と自由の実現を不可能にしていた自然権論は、ルソーにとっては批判の対象となる他なかった。

もう一つの議論の特徴は、人権のあり方について人民自身の判断が要求されている点である。人間の生命と自由、

あるいは自由な生存のために、社会契約が結ばれ、国家形成がなされる。従って、社会契約や人民主権には生命と自由の尊重という目的による拘束が存在することになる。<sup>(10)</sup> 従ってまた、既に引用した文章が示すように、主権の規律を受ける権利の範囲も限定されている。「各人が社会契約によって各人の力、財産、自由の内から譲渡するものは、全部を合わせても、その使用が共同体にとって重要である部分に過ぎないと認められている。」

しかし、それに続けて言う。「しかし、主権者だけがその重要性の判定者であることも認めなければならぬ。<sup>(11)</sup>」主権の規律を受ける権利の範囲の確定は、主権者人民が行なう。人間の生命と自由の実現のために、所有の扱いを含めて、何をすべきかは、主権者人民の決定・自律に任せられている。社会の中で自由と生命を享受すべき人民自身が、その実現方法を決定する。ここでは、市民の自律から、その集合体である主権者人民の自律を帰結する基本的な論理が貫かれているように思われる。

ルソーの人権論について、重要な点をまとめると、①人間の生命と自由に根源的な価値が置かれている。②生命と自由を実現する上で、人権の自然権的構成はその障害になる。③生命と自由の実現のために、所有の社会的再構成が図られる。④人権のあり方の具体的内容は、主権者人民が決定する。

(1) Discours sur l'origine et les fondemens de l'inégalité parmi les hommes, seconde partie, p. 169. 原訳二三三二、二三三三ページ参照。

(2) Ibid., p. 172. 同訳二三六ページ参照。

(3) Contrat social, livre 1, chapitre 9, pp. 37-38. 作田訳一二七、一二八ページ参照。

(4) Discours sur l'origine, p. 172. 原訳二三六ページ参照。

(5) Economie politique, The Political Writings, v. 1, p. 259. 阪上孝訳「政治経済論」『ルソー全集』、一九七九年、五巻、八七ページ参照。この部分は私的所有の重要性を述べているようにも見えるが、生命と自由を実現するための所有の重要性を

主張していると思われる。既存の私的所有をそのような所有として正当化しようとしているわけではない。

- (6) Contrat social, livre 2, chapitre 11, p. 61. 作田訳一九九ページ参照。
- (7) Economie politique, pp. 254, 255. 訳八二二ページ参照。
- (8) Jean François Saint-Lambert, Luxe, Encyclopédie, ou dictionnaire raisonné des sciences, des arts et des métiers mis en ordre et publié par Diderot et D'Alembert, Paris, t. 9, p. 769. 河野健二訳「奢侈」桑原武夫編『百科全書』岩波文庫一九七一年、二七七、二七八ページ参照。
- (9) 遅塚忠躬『ロベスピエールとドリヴィエ』、東京大学出版会、一九八六年、二二六ページは、両者の所有観について次のように指摘する。ルソーの思想を基礎に持ちつつ、「両者の共通点は、……所有権が無制限に絶対的なものではないことである。これは、……ドリヴィエについて見たように、所有権が、自然権ではなく、実定法によって制限される社会制度であることを意味し、ロベスピエールも、……このことを承認している。ところが、……ドリヴィエの論理は国民の上級所有権を根拠とし、ロベスピエールの論理は生存権の優位を根拠とするものであるから、この根拠の相異によって、制限ということの内容が次のように異なってくる。すなわち、ドリヴィエの場合には、国民があらゆる土地および土地生産物にたいして上級所有権を持ち、個人はそれに従属する部分的所有権だけを持ち、従って、個人の私的所有権は全面的に国民によって規制されることになる。これにたいして、ロベスピエールの場合には、生存権が最優先であるから、土地生産物のうちで社会の全構成員の生存に必要な部分は社会の共同所有になり、それ以上の超過部分だけが個人的所有として私的所有権に委ねられることになる。ルソーの所有論の可能性の大きさに関して、この指摘は参照されうる。
- (10) 「人民の自己保存・人民の自由の確保という社会契約の基本的目的自体から帰結される規範という意味で、主権者たる人民が遵守せざるをえない性質の規範が存在することも否定できない。」(杉原泰雄『国民主権の研究』、岩波書店、一九七一年、一四八ページ)。
- (11) ここにも、「実定法に先立つ自然権の観念を拒否する思想」を見ることがができる(恒藤武二「法思想史の観点から見たルソーの社会契約説」『社会契約論』(法哲学年報)、一九八三年、四二二ページ)。

## (三) まとめ

シエースは「欲求」や「自由」と言い、ルソーは「生命」や「自由」と言うが、どちらも人間の自由な生存に根源的な価値を置いておられることができる。従って、論者の国家のあり方はこのような根源的な価値によって拘束を受けるが、そのことは人権の自然権的構成を必然化するものではない。

シエースは労働による所有論によって人権を体系的にとらえ、ルソーは所有を「市民社会の眞の基礎」とする。どちらにとっても、自由な生存を実現する上で、所有論は決定的な重要性を持っている。

シエースは、「排他的所有」＝私的所有を含む一定の自由を自然権として構成し、ロック、フイジオクラット、アインクロペディストなどと共に、一部譲渡の立場に立つ。ルソーは、有力な異説があるが、自然権論を採用しなかったと考えられ、代表的な全部譲渡論者となる。シエースの場合、排他的所有が自然権とされるので、「手段の不平等」も自然なものとして放置される。その結果、「救済を受ける権利」の補完があるが、所有は生存の欲求から独立する。ルソーにおいては、生命と自由の実現のために、救貧院を必要とするような極端な不平等が発生しないように、所有の社会的再構成が要求される。しかし、その内容は特定化していない。人権を自然権としてとらえるかどうかの中心の問題は、自由な生存と所有の切断を肯定するかどうかの問題である。

自由な生存に根源的な価値が置かれる以上、それによって主権は拘束されると言いうる。しかし、拘束の具体的な内容の確定、言い換えれば人権の具体的な構成のしかたの問題が残る。ルソーのように、人権の自然権的構成を採らないう場合、人権の具体的なありかたの決定は主権者人民が行なう。自然権的構成によるシエースにおいては、万能の国民も自然法の拘束に服し、人権の具体的なありかたの決定から国民を排除する論理が採られる。その決定は法律によ

って行なわれるとされるが、「受動的市民」論による参政権制限、命令的委任の禁止による代表者の独立、「信任・名士名簿」による選挙の廃止などによって、実際の法律の制定は、民衆を排除して、有産者市民によって行なわれる。人権を自然権として構成することは、国家権力から国民の、多数者市民から少数者市民の、自然権的人権を保護すると共に、人権のあり方の決定から民衆を排除するところに意義がある。

シエースは労働による所有論を基礎において、人権を自然権として構成する。この議論はアンシャン・レジームに対する革命と共に民衆革命に対する反革命の立場を表わしている。資本の本源の蓄積を可能にすると共に、資本主義の本格的な展開にも対応できる基本的な構造を備えたブルジョワジーの論理ということができる。

## 二 シエースの憲法制定権力論

シエースは、「第三身分とは何か」において、憲法制定権力 (*pouvoir constituant*) と、憲法によって規定された権力 (*pouvoir constitué*) を区別し、憲法制定権力の超実定性を強調した。憲法制定権力論の形成にスピノザ、ロック、モンテスキュー、アメリカ諸州の憲法制定などがそれぞれ貢献しているが、憲法制定権力論を定式化したのは、シエースである。シエースの名前は通常、憲法制定権力と共に知られている。

彼は、「第三身分とは何か」の前に、「見解」の中で憲法制定権力論を出し、後の共和暦三年の演説や共和暦八年の憲法構想においても、これにかかわる議論を展開しており、生涯この問題に関心を持っていたといえることができる。彼は「主権」 (*la souveraineté*) という言葉の使用を避けているので、彼の主権論の研究は憲法制定権力とのかかわりで行なう必要がある。また、憲法制定権力を自然権の拘束に服させているので、憲法制定権力の検討によって彼の人

権論と主権論の關係を見ることが出来る。さらに、彼の場合、憲法制定権力とのかかわりで、立法、憲法改正、違憲審査などの統治機構の重要問題について検討を加えることができる。以上のような理由から、憲法制定権力に焦点を合わせて、彼の主権論・統治機構論を分析してみることにする。

### (一) 憲法制定権力の前提

「憲法は各部分において、憲法によって規定された権力の作品ではなく、憲法制定権力の作品である。」<sup>(1)</sup>従って、憲法を制定する権力は、憲法を始めとするすべての実定法の上であり、憲法制定権力とそれを行使する国民の超実定性が強調される。「国民はあらゆる手続から独立している。そして、国民がどのような方法で意思決定しようとも、その意思が現われさえすればよい。すべての実定法は、その源泉であり最高の主人の前にいるように、国民の前で効力を失う。」<sup>(2)</sup>このように憲法制定権力の超実定性を強調するが、この議論は一つの憲法論である。「第三身分とは何か」において、シエリスはアンシャン・レジームに対する革命を主張したが、それを政治的・社会的革命の形ではなく、憲法制定権力論という法的議論の形で行なった。

それは第一に、アンシャン・レジームに対する革命において、憲法問題が存在していたからである。一七八八年九月二五日、バルマンは全国身分会議に関して従来通りの開催方法の採用を決定した。従来の方法によれば、①第三身分の代表者は第三身分出身者である必要はなく、実際はほとんど特権身分の出身者であった。②各身分は同数の代表者を出していたので、貴族身分と僧侶身分を合わせた特権身分の代表者の数は、第三身分の代表者の数の二倍であった。③身分毎に投票が行なわれていたので、第三身分の要求は常に一対二で退けられてきた。

それに対する第三身分の主張は、「第三身分とは何か」の中にまとめられている。①第三身分の代表者は第三身分

出身であること（「第三身分とは何か」三章一節）。②第三身分の代表者の数は特権身分の代表者の数と同じであること（二節）。③投票は頭数で行なわれること（三節）。全国身分会議の従来通りの開催方法は実定憲法を構成すると考えられ、その拘束の下では第三身分の要求の実現は不可能であった。アンシャン・レジームに対する革命にとって、国政に関する意思決定方法をめぐる憲法問題を避けて通ることはできなかった。

実定憲法の存在をシエースも認識している。「今日、我々は憲法を持っているばかりではなく、それが特権身分の憲法だと考えられるにしても、それは、素晴らしい非の打ちどころのない二つの規定を含んでいる。第一は身分による市民の区別であり、第二は国民意思の決定における各身分の力の平等である。既に十分に論証したように、これらのことが我々の憲法を構成しているとしても、国民は常にそれらを変更することができる。」<sup>(3)</sup>「素晴らしい非の打ちどころのない」規定と皮肉を言った後で、この憲法を「偽の憲法」(fa fausse constitution)と呼んでいる。<sup>(4)</sup> 偽の実定憲法が定める手続に拘束されずに、国民は意思決定できるとし、革命を主張する。

第二に、憲法制定権力という法的議論の形で革命を主張したことは、シエースの場合同時に民衆に対する対抗という意味と結びついていたのではないか。憲法制定権力論という憲法論によって、結局議論を特別代表としての議会の場に設定し、しかも、特別代表を選出する市民の範囲から実質上民衆をほとんど排除している。当時、第三身分の様々な要求が陳情書にまとめられていたが、シエースは民衆の社会的要求を議会に反映する立場には立っていない。小さい頃から教会の中の生活しか知らず、平民出身として相当出世した地位である司教総代理になっていた彼は、そもそも民衆との接触を全く持っていなかった。そして、特別代表を舞台とする政治の世界では、「第三身分の中の自由な階層」の活動に期待を寄せている。

革命の内容についても、「第三身分とは何か」が検討しているのは、その冒頭の問題提起が示しているように、「政

治的秩序」における第三身分の地位である。<sup>(5)</sup>「我々がここで第三身分について考察しなければならないのは、その市民的地位においてよりも憲法との関係においてである。全国身分会議における第三身分の地位について見てみよう。」<sup>(6)</sup>他方で、特権身分が持つ経済的利益も、自然権としての所有権ととらえられている。<sup>(7)</sup>変革の対象が政治的特権に限定され、ブルジョワジーと特権身分が民衆に対抗しつつ、所有者階級として提携する可能性が示唆されているということができる。

憲法制定権力論の形をとった憲法論によって、アンシャン・レジームに対する革命を遂行しつつ、民衆革命の発生を警戒するブルジョワ革命論が展開されている。大きな社会変革の構想の中に憲法論を位置づけるのではなく、憲法論の中で変革を制御しようとしている。このような形で、憲法制定権力論という憲法論として、変革の問題を設定したことが自身に、シエースの立場が表われているということが出来る。

- (1) *Qu'est-ce que le Tiers état?*, chapitre 5, pp. 180, 181. 訳八五ページ参照。
- (2) *Ibid.*, p. 183. 訳八八ページ参照。
- (3) *Ibid.*, chapitre 5, p. 188. 訳九四ページ参照。
- (4) *Ibid.*, chapitre 6, p. 202. 訳一〇九ページ参照。渡辺良二『国民の憲法制定権力』に関する若干の考察——シエイエスの理論を中心として——『法学論叢』九四巻二号、五四、五五ページ参照。
- (5) *Qu'est-ce que le Tiers état?*, p. 119. 訳二二ページ参照。
- (6) *Ibid.*, chapitre 2, p. 129. 訳三二ページ参照。
- (7) 「所有権は自然なものであり、私はそれを少しも排除しない。」(*Ibid.*, chapitre 3, p. 136. 訳四〇ページ参照。)

## (二) 憲法制定権力の主体

### 1 憲法制定権力の主体としての国民

憲法制定権力の主体は「国民」(nation)とされており、シェースの場合本来国民のみである。人間の欲求と自由  
に根源的な価値が置かれるが、「手段の不平等」の成立の下で、「権利の平等」の確保を求めて、人は社会状態に移行  
し、憲法を制定するとされている。「国民は社会結合参加者の全体である。」<sup>(1)</sup> 権利主体の集合体が、権利保障のための  
国家のあり方を定める憲法を制定する権力を、持つとされているのである。「自己の利益を考慮し、法を審議・制定  
する権利を奪われた市民は、奴隷とみなされても当然であろう。従って、自己の利益を考慮し、法を審議・制定する  
権利は、必然的に国民に帰属する。」<sup>(2)</sup>

意思決定は、第一期には個人意思によって、第二期には共同意思によって、第三期には代理による共同意思によっ  
てなされる。「憲法は第二期に生まれる」<sup>(3)</sup>が、そのありかたを決める共同意思は、個人意思を出発点に置いている。

「国民の意思とは何か。国民が個人の集合体であるように、それは個人の意思の結果である。」<sup>(4)</sup>「政治社会は構成員の  
全体でしかありえない」<sup>(5)</sup>のである。従って、第三期においては代理による共同意思によって意思決定がなされるが、  
国民は意思決定権を失うわけではない。「共同体は意思決定権を失うわけではない。それは共同体の不可譲の財産で  
ある。共同体はその権利の行使を委任することができるだけである。」<sup>(6)</sup>

君主や特権身分のような、国民以外の者が、憲法制定権力の主体になることはありえない。人権の主体である市民  
の集合体としての国民のみが、憲法制定権力の主体になることができるとされているのである。人民主権の論理形式  
が採られているといえることができる。

「国民とは何か。共通の法の下で生活し、同じ立法院によって代表される等の構成員の団体である。」<sup>(7)</sup>その意味で、特権身分は特権によって一種の外国人となっているのに対して、第三身分は国民生活に必要な労働を担っている。従って、第三身分のみが国民である。「第三身分は、国民に属するものをすべて含んでおり、第三身分でないものはすべて、国民のものとみなすことができない。第三身分とは何か。すべてである」ということになる。「見解」に対して「第三身分とは何か」は、反特権から反特権に論理の焦点をしぼる。

以上のように、憲法制定権力の主体としての国民は具体的に把握されているように見えるが、実際には觀念化・抽象化する傾向がある。「政治社会は構成員の全体でしかありえない」とされるが、それは特権身分の排除のために言われているのである。特権身分は特権によって政治社会の構成員には入らないということなのである。憲法制定権力の行使の主体として、市民の全体が具体的に構想されているわけではない。

実際に問題になる意思決定の第三期において、共同体は意思決定権の行使を委任するだけであって、意思決定権自体は保持するとされている。しかし、結局意思決定権は代表者によって行使されるのであって、国民による意思決定権の行使は認められていない。国民が行なうことは意思決定権の委任のみであり、国民は委任の主体として論理的に想定されているに過ぎない。

「国民の意思は……個人意思の結果である」とされているが、これも同じことである。少数者である特権身分による意思決定を否定し、多数者である第三身分による意思決定を要求しているのである。特権身分による意思決定を少数者による意思決定として批判するためには、個人意思から議論を組み立てることが不可欠である。その限りで個人意思が論じられているに過ぎない。

「第三身分とは何か」において、国民の意識的な觀念化・抽象化が行なわれているわけではないが、国民は特権批

判のための論理的構成物となっており、実質的には観念化・抽象化の傾向を持っているといえることができる。後の時期の議論において、主権主体の観念化・抽象化が進められる。受動的市民論を展開した七月草案では、参政権の行使から完全に排除された受動的市民も、国民に含めて観念されている。

一七八九年九月七日の演説では、命令的委任が明確に禁止される。「王国の全市民の議員が、国民全体の意思に反して、一選挙区または一市町村の住民だけの希望を聞くことを望んではならない。従って、議員にとって国民の希望以外に命令的委任や実在の希望すらないし、またありえない。直接の選挙人の勧告が国民の希望に一致する場合を除いて、議員はその勧告に従うべきものではない。もしこの希望が国民議会自身の中にないとしたり、どこにありうるであろうか。」<sup>(9)</sup>ここでは、国民の意思は議員の判断の中にあるとされ、最終的には議会の中のみ観念的に存在するとされているのである。

共和暦三年の演説において、代表制の性格について説明されている。「社会には一つの政治権力しか存在せずそれは結合の権力である。この唯一の権力がいろいろな代表者に与える様々な代理権が、不適切に諸権力と複数形で呼ばれることがある。……人民のために公務を執行するすべての者は、任務を与えられていれば、人民の代表者であり、与えられていなければ、権力篡奪者である」<sup>(10)</sup>。代理権を与える「唯一の権力」や、公務執行の目的となる「人民」は、それらの具体的な形成方法が問題になりえない観念的なものである。

共和暦八年の憲法構想の中では、「人民主権」(La souveraineté du peuple)原理を支持しつつ<sup>(11)</sup>、その人民について次のように述べる。「人民とは何であろうか。単に分散し、混乱し、関係を持たず、無条件で、存在の統一性のない、多少とも多人数の個人の集まりのことであろうか。恐らくそうではなく、それは我々を野蛮状態に導くことになろう。人民は、人民あるいは政治体になるために、自己の欲求と利益に最も適合したやりかたで生活し活動するよう

に、組織される必要がある。人民には、単一である意思と、同じく単一である力が必要である。このことによってこそ、人民は真に主権者となる。というのは、その主権とは、結合された意思と力以外の何ものでもないからである。それによって人民が自己に規範を課し、立法権を構成する意思と、それによって人民がこれらの規範を執行させ、同様に執行権を構成する力が、それである。結局、人民には公的組織が必要なのである。<sup>(12)</sup>人民に主権があるとされながら、その主権は市民の集合体から切り離され、立法権や執行権からなる公的組織の意思と力の中に見出だされる。このような主権主体の抽象化・観念化の動きは、実定憲法における主権主体に関することが多いが、この動きとつながるものが、「第三身分とは何か」の中にもあると見ることが出来る。

憲法制定権力の主体とされる国民が、特権批判のための論理的構成物として、実質的に観念化・抽象化する傾向を持つと同時に、「第三身分の中の自由な階層」(Ces classes disponibles)<sup>(12)</sup>という具体的な主体がイメージされている。「第三身分の中の自由な階層のことを考えて欲しい。ある種の余欲のおかげで、自由な教育を受け、理性を磨き、つまり公共の問題に関心を持つことができる人々の階層を、他の人々と同じように、私は自由な階層と呼ぶのである。この階層は人民の他の部分と異なる利益を持っていない。この階層に、教養があり、正直で、あらゆる点において国民の優れた代表になるにふさわしい市民が、十分にいないかどうか見て欲しい」<sup>(13)</sup>。

他方で次のような部分が参政権の制限を受ける。「召使や、主人に従属するすべての者」が被選挙権を持たないことは、年令制限のように当然視されている。<sup>(14)</sup>さらに、参政権の政治的制限も考えられている。「初めの二つの身分に余りに従属している第三身分の人間が、平民の信任を受けるということは、絶対に許されない」<sup>(15)</sup>。また、「初めの二つの身分に属する財産の小作人」は、同様の観点から、投票権も否定される。<sup>(16)</sup>結局、全体として、民衆のかんりの部分が政治主体からはずされる。

「第三身分とは何か」においては、特権批判に焦点が合わせられているので、民衆排除の制度化は明確には行なわれていない。しかし、既に「見解」の中で納税者株主論が出され、納税による参政権制限が主張されている<sup>(17)</sup>。そして、このような参政権制限が七月草案において「受動的市民」論として定式化される。「一国のすべての住民は受動的市民の権利を享受すべきである。すべての者は自己の人格、所有権、自由その他のものの保護を求める権利を有するが、すべての者が公権力の形成に能動的に参加する権利を有するわけではない。女性——少なくとも現状においては——、子供、外国人、公的組織の維持に何の貢献 (contribution) もしていない者は、公共の問題に能動的に影響を及ぼすべきではない。すべての者は社会の利益を享受することができる。公的組織に貢献する前者のみが、社会的大企業の真の株主に当たると。彼等のみが本當の能動的市民、結合体の本當の構成員である」<sup>(18)</sup>。

「一七八九年七月にパリ市に適用されるべき、憲法に関する若干の見解」の中で、具体的な制限選挙構想が示されている。ここでは、三リーヴルの任意税を払うことが、能動的市民の資格とされている<sup>(19)</sup>。被選挙資格としては一二リーヴルの納税が要求されている<sup>(20)</sup>。政治主体からの民衆の排除はシェーヌの基本的な態度である。

憲法制定権力論が体系的に展開された「第三身分とは何か」において、その主体である国民は、人権主体としての市民の集合体、すなわち政治社会の構成員の全体とする論理形式が採られている。しかし、それは特権批判のための論理的構成物となっており、実質的には観念化・抽象化の傾向を持っている。その半面、具体的主体として「第三身分の中の自由な階層」<sup>(21)</sup>「ブルジョワジーがイメージされている」。

シュミットの場合、慶法制定権力の主体として神、国民、君主、少数者の組織があげられており、主体は国民に限らない。「国民」 (Nation) は「自己の政治的特性を意識し政治的実存への意思を有する政治的行動能力ある統一体としての人民 (Volk)」とされる<sup>(22)</sup>。それは、議会によって代表されることも、自身で決定することも論理的にありう

るものとして論じられている<sup>(23)</sup>。自身で決定する方法はともかく、自身で決定する論理的可能性は論じられているので、シユミットの国民は抽象的・概念的なものと限られているわけではないように思われる。

- (1) A. P., t. 8, p. 259.
- (2) Vues sur les moyens, p. 14.
- (3) Qu'est-ce que le Tiers état?, chapitre 5, p. 181. 訳八五ページ参照。
- (4) Ibid., chapitre 6, pp. 204, 205. 訳一一ページ参照。
- (5) Ibid., chapitre 5, p. 188. 訳九四ページ参照。
- (6) Ibid., p. 179. 訳八三ページ参照。
- (7) Ibid., chapitre premier, p. 126. 訳二八ページ参照。
- (8) Ibid. 訳二九ページ参照。
- (9) A. P., t. 8, pp. 594, 595.
- (10) Moniteur, t. 25, p. 292.
- (11) ショースの構想は他人によって伝えられており、彼自身が自分の言葉として「人民主権」を用いたかどうかは必ずしも明らかではない。
- (12) Boulay de la Meurthe, op. cit., p. 17.
- (13) Qu'est-ce que le Tiers état?, chapitre 3, section 1, pp. 143, 144. 訳四七ページ参照。
- (14) Ibid., p. 139. 訳四三、四四ページ参照。
- (15) Ibid., p. 140. 訳四四ページ参照。
- (16) Ibid., p. 142. 訳四六ページ参照。
- (17) Vues sur les moyens, p. 125.
- (18) A. P., t. 8, p. 259.

(19) Quelques idées de constitution, applicables à la ville de Paris en juillet 1789, B. N., Lp<sup>no</sup>, 2107, pp. 19, 20.

(20) Ibid., p. 21.

(21) シュミット、阿部照哉・村上義弘訳『憲法論』、みすず書房、一九七四年、一〇二ページ以下。

(22) 同二〇二ページ。

(23) 同二〇四ページ。

## 2 憲法制定権力に対する自然法の拘束

シェリスは欲求と自由に根源的な価値を置いた上で、自然法の下で、所有権を中心とする一定の人権を自然権としてとらえる。従って、憲法制定権力や国民も自然法や自然権の拘束を受ける。憲法制定権力や国民の超実定性は、それらに対する自然法や自然権による拘束を前提にしている。<sup>(1)</sup>

自然法の内容については、七月草案において最もよく説明されているので、これを中心にして考察してみることにする。「人的所有」を出発点に置く自然権は、すべての人間に保障され、そのことは「権利の平等」として定式化される。権利の平等は、「第三身分とは何か」の中心的な論点である特権批判を帰結する。

そして、権利の平等の原理が適用される「自然的・市民的権利」は、「その維持と発展のために社会が形成される権利」であり、「受動的権利」と呼ばれる。<sup>(2)</sup> これらの権利は、「一国のすべての住民」である「受動的市民」によって享受される。自然的・市民的権利の保障という、社会的結合の目的について、市民の間に意思の一致が見られる。「社会秩序は必然的に目的の統一と手段の一致を想定する。政治社会は構成員の全員一致の意思の産物である。<sup>(3)</sup>」このような論理系列の上に、人権の主体である市民の集合体としての国民が、憲法制定権力の主体になることが想定される。<sup>(4)</sup>

それに対してシェースには別の論理系列も存在する。「労働に対する所有」とその「続き」としての「物的所有」には、実際には「手段の大きな不平等」が存在するが、それは自然なものとして放置される。不平等な物的所有の擁護の下で、所有権として再構成された物的・経済的特権の容認も見られる。

「政治的権利は、それによって社会が形成される権利」であって、「能動的権利」とされる。「公的組織に貢献する」「能動的市民」のみが、この権利を有する。このことは手段の不平等の承認に対応するが、権利の平等には反しないと考えられている。「政治的権利の平等は市民的権利の平等と同様に神聖」<sup>(5)</sup>であり、身分を理由とする政治的権利の差別は拒否されているからである。権利の平等に基づき、誰でも所有する資格が与えられており、従って、納税することによって、能動的市民になる資格も認められている。

社会的結合の目的について市民の間で意思の一致が見られると想定され、「自由な階層」は「人民の他の部分と異なる利益を持っていない」<sup>(6)</sup>とされる。そこで、多数決による手段の決定でも「一種の間接的な全員一致」があると考えられ、実際には能動的市民という少数者による決定への服従が、国民に対して求められる。このような論理展開の可能性は、憲法制定権力を最も体系的に説明した「第三身分とは何か」においても、既に見てきたように、示唆されている。

憲法制定権力の主体としての国民を自然法の拘束の下に置くシェースの議論は、人権の主体である市民の集合体としての国民のみが、憲法制定権力の主体になることができるとする論理形式を取る。そのことによって、君主や特権身分が憲法制定権力の主体となる可能性が否定される。しかし、実際には、排他的所有を自然権に含めることによって、人間の自由な生存から所有を切斷しつつ、人権の具体的なあり方の決定から国民を排除する結論が出される。

(1) 「国民はすべてに先立って存在し、あらゆるものの源泉である。その意思は常に合法的であり、法そのものである。その

前の上には自然法しか存在しない。」(Qu'est-ce que le Tiers état?, chapitre 5, p. 180. 訳八四ページ参照。)

(2) A. P., t. 8, pp. 257, 258.

(3) Ibid., p. 259.

(4) Ibid., p. 260.

(5) A. P., p. 259.

(6) Qu'est-ce que le Tiers état?, chapitre 3, section 1, p. 144. 訳四七ページ参照。

憲法制定権力に対する自然法の優越を否定する議論が、後に出現するようになったが、その一つは一九世紀における法実証主義である。そこではそもそも憲法制定権力論が行なわれない。考察の対象を実定法に限定する法実証主義においては、超実定的な憲法制定権力論が行なわれないのは当然であった。また、実定法の基礎にある価値の考察も行なわれない。

実定法の基礎にある価値の考察を放棄し、考察の対象を実定法に限定する態度は、実定法の基礎にある価値を肯定し、それ以外の価値の探求を排除する実践的な立場と結合していた。ドイツにおいては自然法を排除しようとする姿勢が強かったが、フランスでは自然法を内在化したものとして実定法を見る傾向があった。<sup>(1)</sup>後者の場合には、革命期に自然法論によって追求されたのと同じ価値を、固定化する意味を持ったことができる。<sup>(2)</sup>

もう一つは、自然法を排除した上で、憲法制定権力論を展開するシュミットである。憲法を基礎づける規範的なものの存在を否定する。「憲法は、内容が正当であるために妥当するところの規範に基礎を置くのではない。憲法は、自己の存在の態様と形式についての、政治的存在から出てくる政治的決定に基づいている。『意思』という言葉は、——規範的または抽象的な正当性に依存するようなものでは全くなく——妥当根拠として本質的に実存するものをい

い表わす。<sup>(3)</sup>」

シエースを引いて、憲法制定権力が自然状態にあることを強調する。「意思の執行については何らの手続規定もありえないのであり、政治的決断の内容についても同様である。『国民が欲するということだけで足りる』。シエエースのこの命題はこの事象の本質を最も明確にいい表わしている。憲法制定権力は法形式や手続に拘束されることなく、それが譲りえない特性をもって現われるときは、『常に自然状態に』あるのである。<sup>(4)</sup>」シエースは自然法の優越を前提にしているが、シュミットはその点を無視した上で、シエースを引用している。憲法制定権力が自然状態にあることは、シエースにおいては、自然法に反する実定法を超えて、自然法に適合する秩序を樹立するために言われている。同じことが、シュミットによって、自然法を含む規範による拘束を否定するために述べられているのである。

シエースの場合、憲法制定権力は自然法の拘束を受けているので、その主体も抽象的には「国民」に具体的には「第三身分の中の自由な階層」に確定される。それに対して、シュミットは、規範的なものの存在を前提にしないので、主体は限定されない。

憲法制定権力に対する規範的なものによる拘束の完全な放棄は、シュミットの場合には、立憲主義を排除しつつ、資本主義を危険から防衛することを可能にするという、具体的な意味を持った。

他方、憲法制定権力に対する法的制約を肯定する議論が、現在では有力である。ハウク、シンドラー、ケイギなどのチューリッヒ学派や、前文で憲法制定権力に言及しているボン基本法を有する西ドイツにおける、マウンツ、ヴィントリッヒ、シュテルンなどが、<sup>(5)</sup>、<sup>(6)</sup>、<sup>(7)</sup>、<sup>(8)</sup>、<sup>(9)</sup>、<sup>(10)</sup>、<sup>(11)</sup>、<sup>(12)</sup>、<sup>(13)</sup>、<sup>(14)</sup>、<sup>(15)</sup>、<sup>(16)</sup>、<sup>(17)</sup>、<sup>(18)</sup>、<sup>(19)</sup>、<sup>(20)</sup>、<sup>(21)</sup>、<sup>(22)</sup>、<sup>(23)</sup>、<sup>(24)</sup>、<sup>(25)</sup>、<sup>(26)</sup>、<sup>(27)</sup>、<sup>(28)</sup>、<sup>(29)</sup>、<sup>(30)</sup>、<sup>(31)</sup>、<sup>(32)</sup>、<sup>(33)</sup>、<sup>(34)</sup>、<sup>(35)</sup>、<sup>(36)</sup>、<sup>(37)</sup>、<sup>(38)</sup>、<sup>(39)</sup>、<sup>(40)</sup>、<sup>(41)</sup>、<sup>(42)</sup>、<sup>(43)</sup>、<sup>(44)</sup>、<sup>(45)</sup>、<sup>(46)</sup>、<sup>(47)</sup>、<sup>(48)</sup>、<sup>(49)</sup>、<sup>(50)</sup>、<sup>(51)</sup>、<sup>(52)</sup>、<sup>(53)</sup>、<sup>(54)</sup>、<sup>(55)</sup>、<sup>(56)</sup>、<sup>(57)</sup>、<sup>(58)</sup>、<sup>(59)</sup>、<sup>(60)</sup>、<sup>(61)</sup>、<sup>(62)</sup>、<sup>(63)</sup>、<sup>(64)</sup>、<sup>(65)</sup>、<sup>(66)</sup>、<sup>(67)</sup>、<sup>(68)</sup>、<sup>(69)</sup>、<sup>(70)</sup>、<sup>(71)</sup>、<sup>(72)</sup>、<sup>(73)</sup>、<sup>(74)</sup>、<sup>(75)</sup>、<sup>(76)</sup>、<sup>(77)</sup>、<sup>(78)</sup>、<sup>(79)</sup>、<sup>(80)</sup>、<sup>(81)</sup>、<sup>(82)</sup>、<sup>(83)</sup>、<sup>(84)</sup>、<sup>(85)</sup>、<sup>(86)</sup>、<sup>(87)</sup>、<sup>(88)</sup>、<sup>(89)</sup>、<sup>(90)</sup>、<sup>(91)</sup>、<sup>(92)</sup>、<sup>(93)</sup>、<sup>(94)</sup>、<sup>(95)</sup>、<sup>(96)</sup>、<sup>(97)</sup>、<sup>(98)</sup>、<sup>(99)</sup>、<sup>(100)</sup>、<sup>(101)</sup>、<sup>(102)</sup>、<sup>(103)</sup>、<sup>(104)</sup>、<sup>(105)</sup>、<sup>(106)</sup>、<sup>(107)</sup>、<sup>(108)</sup>、<sup>(109)</sup>、<sup>(110)</sup>、<sup>(111)</sup>、<sup>(112)</sup>、<sup>(113)</sup>、<sup>(114)</sup>、<sup>(115)</sup>、<sup>(116)</sup>、<sup>(117)</sup>、<sup>(118)</sup>、<sup>(119)</sup>、<sup>(120)</sup>、<sup>(121)</sup>、<sup>(122)</sup>、<sup>(123)</sup>、<sup>(124)</sup>、<sup>(125)</sup>、<sup>(126)</sup>、<sup>(127)</sup>、<sup>(128)</sup>、<sup>(129)</sup>、<sup>(130)</sup>、<sup>(131)</sup>、<sup>(132)</sup>、<sup>(133)</sup>、<sup>(134)</sup>、<sup>(135)</sup>、<sup>(136)</sup>、<sup>(137)</sup>、<sup>(138)</sup>、<sup>(139)</sup>、<sup>(140)</sup>、<sup>(141)</sup>、<sup>(142)</sup>、<sup>(143)</sup>、<sup>(144)</sup>、<sup>(145)</sup>、<sup>(146)</sup>、<sup>(147)</sup>、<sup>(148)</sup>、<sup>(149)</sup>、<sup>(150)</sup>、<sup>(151)</sup>、<sup>(152)</sup>、<sup>(153)</sup>、<sup>(154)</sup>、<sup>(155)</sup>、<sup>(156)</sup>、<sup>(157)</sup>、<sup>(158)</sup>、<sup>(159)</sup>、<sup>(160)</sup>、<sup>(161)</sup>、<sup>(162)</sup>、<sup>(163)</sup>、<sup>(164)</sup>、<sup>(165)</sup>、<sup>(166)</sup>、<sup>(167)</sup>、<sup>(168)</sup>、<sup>(169)</sup>、<sup>(170)</sup>、<sup>(171)</sup>、<sup>(172)</sup>、<sup>(173)</sup>、<sup>(174)</sup>、<sup>(175)</sup>、<sup>(176)</sup>、<sup>(177)</sup>、<sup>(178)</sup>、<sup>(179)</sup>、<sup>(180)</sup>、<sup>(181)</sup>、<sup>(182)</sup>、<sup>(183)</sup>、<sup>(184)</sup>、<sup>(185)</sup>、<sup>(186)</sup>、<sup>(187)</sup>、<sup>(188)</sup>、<sup>(189)</sup>、<sup>(190)</sup>、<sup>(191)</sup>、<sup>(192)</sup>、<sup>(193)</sup>、<sup>(194)</sup>、<sup>(195)</sup>、<sup>(196)</sup>、<sup>(197)</sup>、<sup>(198)</sup>、<sup>(199)</sup>、<sup>(200)</sup>、<sup>(201)</sup>、<sup>(202)</sup>、<sup>(203)</sup>、<sup>(204)</sup>、<sup>(205)</sup>、<sup>(206)</sup>、<sup>(207)</sup>、<sup>(208)</sup>、<sup>(209)</sup>、<sup>(210)</sup>、<sup>(211)</sup>、<sup>(212)</sup>、<sup>(213)</sup>、<sup>(214)</sup>、<sup>(215)</sup>、<sup>(216)</sup>、<sup>(217)</sup>、<sup>(218)</sup>、<sup>(219)</sup>、<sup>(220)</sup>、<sup>(221)</sup>、<sup>(222)</sup>、<sup>(223)</sup>、<sup>(224)</sup>、<sup>(225)</sup>、<sup>(226)</sup>、<sup>(227)</sup>、<sup>(228)</sup>、<sup>(229)</sup>、<sup>(230)</sup>、<sup>(231)</sup>、<sup>(232)</sup>、<sup>(233)</sup>、<sup>(234)</sup>、<sup>(235)</sup>、<sup>(236)</sup>、<sup>(237)</sup>、<sup>(238)</sup>、<sup>(239)</sup>、<sup>(240)</sup>、<sup>(241)</sup>、<sup>(242)</sup>、<sup>(243)</sup>、<sup>(244)</sup>、<sup>(245)</sup>、<sup>(246)</sup>、<sup>(247)</sup>、<sup>(248)</sup>、<sup>(249)</sup>、<sup>(250)</sup>、<sup>(251)</sup>、<sup>(252)</sup>、<sup>(253)</sup>、<sup>(254)</sup>、<sup>(255)</sup>、<sup>(256)</sup>、<sup>(257)</sup>、<sup>(258)</sup>、<sup>(259)</sup>、<sup>(260)</sup>、<sup>(261)</sup>、<sup>(262)</sup>、<sup>(263)</sup>、<sup>(264)</sup>、<sup>(265)</sup>、<sup>(266)</sup>、<sup>(267)</sup>、<sup>(268)</sup>、<sup>(269)</sup>、<sup>(270)</sup>、<sup>(271)</sup>、<sup>(272)</sup>、<sup>(273)</sup>、<sup>(274)</sup>、<sup>(275)</sup>、<sup>(276)</sup>、<sup>(277)</sup>、<sup>(278)</sup>、<sup>(279)</sup>、<sup>(280)</sup>、<sup>(281)</sup>、<sup>(282)</sup>、<sup>(283)</sup>、<sup>(284)</sup>、<sup>(285)</sup>、<sup>(286)</sup>、<sup>(287)</sup>、<sup>(288)</sup>、<sup>(289)</sup>、<sup>(290)</sup>、<sup>(291)</sup>、<sup>(292)</sup>、<sup>(293)</sup>、<sup>(294)</sup>、<sup>(295)</sup>、<sup>(296)</sup>、<sup>(297)</sup>、<sup>(298)</sup>、<sup>(299)</sup>、<sup>(300)</sup>、<sup>(301)</sup>、<sup>(302)</sup>、<sup>(303)</sup>、<sup>(304)</sup>、<sup>(305)</sup>、<sup>(306)</sup>、<sup>(307)</sup>、<sup>(308)</sup>、<sup>(309)</sup>、<sup>(310)</sup>、<sup>(311)</sup>、<sup>(312)</sup>、<sup>(313)</sup>、<sup>(314)</sup>、<sup>(315)</sup>、<sup>(316)</sup>、<sup>(317)</sup>、<sup>(318)</sup>、<sup>(319)</sup>、<sup>(320)</sup>、<sup>(321)</sup>、<sup>(322)</sup>、<sup>(323)</sup>、<sup>(324)</sup>、<sup>(325)</sup>、<sup>(326)</sup>、<sup>(327)</sup>、<sup>(328)</sup>、<sup>(329)</sup>、<sup>(330)</sup>、<sup>(331)</sup>、<sup>(332)</sup>、<sup>(333)</sup>、<sup>(334)</sup>、<sup>(335)</sup>、<sup>(336)</sup>、<sup>(337)</sup>、<sup>(338)</sup>、<sup>(339)</sup>、<sup>(340)</sup>、<sup>(341)</sup>、<sup>(342)</sup>、<sup>(343)</sup>、<sup>(344)</sup>、<sup>(345)</sup>、<sup>(346)</sup>、<sup>(347)</sup>、<sup>(348)</sup>、<sup>(349)</sup>、<sup>(350)</sup>、<sup>(351)</sup>、<sup>(352)</sup>、<sup>(353)</sup>、<sup>(354)</sup>、<sup>(355)</sup>、<sup>(356)</sup>、<sup>(357)</sup>、<sup>(358)</sup>、<sup>(359)</sup>、<sup>(360)</sup>、<sup>(361)</sup>、<sup>(362)</sup>、<sup>(363)</sup>、<sup>(364)</sup>、<sup>(365)</sup>、<sup>(366)</sup>、<sup>(367)</sup>、<sup>(368)</sup>、<sup>(369)</sup>、<sup>(370)</sup>、<sup>(371)</sup>、<sup>(372)</sup>、<sup>(373)</sup>、<sup>(374)</sup>、<sup>(375)</sup>、<sup>(376)</sup>、<sup>(377)</sup>、<sup>(378)</sup>、<sup>(379)</sup>、<sup>(380)</sup>、<sup>(381)</sup>、<sup>(382)</sup>、<sup>(383)</sup>、<sup>(384)</sup>、<sup>(385)</sup>、<sup>(386)</sup>、<sup>(387)</sup>、<sup>(388)</sup>、<sup>(389)</sup>、<sup>(390)</sup>、<sup>(391)</sup>、<sup>(392)</sup>、<sup>(393)</sup>、<sup>(394)</sup>、<sup>(395)</sup>、<sup>(396)</sup>、<sup>(397)</sup>、<sup>(398)</sup>、<sup>(399)</sup>、<sup>(400)</sup>、<sup>(401)</sup>、<sup>(402)</sup>、<sup>(403)</sup>、<sup>(404)</sup>、<sup>(405)</sup>、<sup>(406)</sup>、<sup>(407)</sup>、<sup>(408)</sup>、<sup>(409)</sup>、<sup>(410)</sup>、<sup>(411)</sup>、<sup>(412)</sup>、<sup>(413)</sup>、<sup>(414)</sup>、<sup>(415)</sup>、<sup>(416)</sup>、<sup>(417)</sup>、<sup>(418)</sup>、<sup>(419)</sup>、<sup>(420)</sup>、<sup>(421)</sup>、<sup>(422)</sup>、<sup>(423)</sup>、<sup>(424)</sup>、<sup>(425)</sup>、<sup>(426)</sup>、<sup>(427)</sup>、<sup>(428)</sup>、<sup>(429)</sup>、<sup>(430)</sup>、<sup>(431)</sup>、<sup>(432)</sup>、<sup>(433)</sup>、<sup>(434)</sup>、<sup>(435)</sup>、<sup>(436)</sup>、<sup>(437)</sup>、<sup>(438)</sup>、<sup>(439)</sup>、<sup>(440)</sup>、<sup>(441)</sup>、<sup>(442)</sup>、<sup>(443)</sup>、<sup>(444)</sup>、<sup>(445)</sup>、<sup>(446)</sup>、<sup>(447)</sup>、<sup>(448)</sup>、<sup>(449)</sup>、<sup>(450)</sup>、<sup>(451)</sup>、<sup>(452)</sup>、<sup>(453)</sup>、<sup>(454)</sup>、<sup>(455)</sup>、<sup>(456)</sup>、<sup>(457)</sup>、<sup>(458)</sup>、<sup>(459)</sup>、<sup>(460)</sup>、<sup>(461)</sup>、<sup>(462)</sup>、<sup>(463)</sup>、<sup>(464)</sup>、<sup>(465)</sup>、<sup>(466)</sup>、<sup>(467)</sup>、<sup>(468)</sup>、<sup>(469)</sup>、<sup>(470)</sup>、<sup>(471)</sup>、<sup>(472)</sup>、<sup>(473)</sup>、<sup>(474)</sup>、<sup>(475)</sup>、<sup>(476)</sup>、<sup>(477)</sup>、<sup>(478)</sup>、<sup>(479)</sup>、<sup>(480)</sup>、<sup>(481)</sup>、<sup>(482)</sup>、<sup>(483)</sup>、<sup>(484)</sup>、<sup>(485)</sup>、<sup>(486)</sup>、<sup>(487)</sup>、<sup>(488)</sup>、<sup>(489)</sup>、<sup>(490)</sup>、<sup>(491)</sup>、<sup>(492)</sup>、<sup>(493)</sup>、<sup>(494)</sup>、<sup>(495)</sup>、<sup>(496)</sup>、<sup>(497)</sup>、<sup>(498)</sup>、<sup>(499)</sup>、<sup>(500)</sup>、<sup>(501)</sup>、<sup>(502)</sup>、<sup>(503)</sup>、<sup>(504)</sup>、<sup>(505)</sup>、<sup>(506)</sup>、<sup>(507)</sup>、<sup>(508)</sup>、<sup>(509)</sup>、<sup>(510)</sup>、<sup>(511)</sup>、<sup>(512)</sup>、<sup>(513)</sup>、<sup>(514)</sup>、<sup>(515)</sup>、<sup>(516)</sup>、<sup>(517)</sup>、<sup>(518)</sup>、<sup>(519)</sup>、<sup>(520)</sup>、<sup>(521)</sup>、<sup>(522)</sup>、<sup>(523)</sup>、<sup>(524)</sup>、<sup>(525)</sup>、<sup>(526)</sup>、<sup>(527)</sup>、<sup>(528)</sup>、<sup>(529)</sup>、<sup>(530)</sup>、<sup>(531)</sup>、<sup>(532)</sup>、<sup>(533)</sup>、<sup>(534)</sup>、<sup>(535)</sup>、<sup>(536)</sup>、<sup>(537)</sup>、<sup>(538)</sup>、<sup>(539)</sup>、<sup>(540)</sup>、<sup>(541)</sup>、<sup>(542)</sup>、<sup>(543)</sup>、<sup>(544)</sup>、<sup>(545)</sup>、<sup>(546)</sup>、<sup>(547)</sup>、<sup>(548)</sup>、<sup>(549)</sup>、<sup>(550)</sup>、<sup>(551)</sup>、<sup>(552)</sup>、<sup>(553)</sup>、<sup>(554)</sup>、<sup>(555)</sup>、<sup>(556)</sup>、<sup>(557)</sup>、<sup>(558)</sup>、<sup>(559)</sup>、<sup>(560)</sup>、<sup>(561)</sup>、<sup>(562)</sup>、<sup>(563)</sup>、<sup>(564)</sup>、<sup>(565)</sup>、<sup>(566)</sup>、<sup>(567)</sup>、<sup>(568)</sup>、<sup>(569)</sup>、<sup>(570)</sup>、<sup>(571)</sup>、<sup>(572)</sup>、<sup>(573)</sup>、<sup>(574)</sup>、<sup>(575)</sup>、<sup>(576)</sup>、<sup>(577)</sup>、<sup>(578)</sup>、<sup>(579)</sup>、<sup>(580)</sup>、<sup>(581)</sup>、<sup>(582)</sup>、<sup>(583)</sup>、<sup>(584)</sup>、<sup>(585)</sup>、<sup>(586)</sup>、<sup>(587)</sup>、<sup>(588)</sup>、<sup>(589)</sup>、<sup>(590)</sup>、<sup>(591)</sup>、<sup>(592)</sup>、<sup>(593)</sup>、<sup>(594)</sup>、<sup>(595)</sup>、<sup>(596)</sup>、<sup>(597)</sup>、<sup>(598)</sup>、<sup>(599)</sup>、<sup>(600)</sup>、<sup>(601)</sup>、<sup>(602)</sup>、<sup>(603)</sup>、<sup>(604)</sup>、<sup>(605)</sup>、<sup>(606)</sup>、<sup>(607)</sup>、<sup>(608)</sup>、<sup>(609)</sup>、<sup>(610)</sup>、<sup>(611)</sup>、<sup>(612)</sup>、<sup>(613)</sup>、<sup>(614)</sup>、<sup>(615)</sup>、<sup>(616)</sup>、<sup>(617)</sup>、<sup>(618)</sup>、<sup>(619)</sup>、<sup>(620)</sup>、<sup>(621)</sup>、<sup>(622)</sup>、<sup>(623)</sup>、<sup>(624)</sup>、<sup>(625)</sup>、<sup>(626)</sup>、<sup>(627)</sup>、<sup>(628)</sup>、<sup>(629)</sup>、<sup>(630)</sup>、<sup>(631)</sup>、<sup>(632)</sup>、<sup>(633)</sup>、<sup>(634)</sup>、<sup>(635)</sup>、<sup>(636)</sup>、<sup>(637)</sup>、<sup>(638)</sup>、<sup>(639)</sup>、<sup>(640)</sup>、<sup>(641)</sup>、<sup>(642)</sup>、<sup>(643)</sup>、<sup>(644)</sup>、<sup>(645)</sup>、<sup>(646)</sup>、<sup>(647)</sup>、<sup>(648)</sup>、<sup>(649)</sup>、<sup>(650)</sup>、<sup>(651)</sup>、<sup>(652)</sup>、<sup>(653)</sup>、<sup>(654)</sup>、<sup>(655)</sup>、<sup>(656)</sup>、<sup>(657)</sup>、<sup>(658)</sup>、<sup>(659)</sup>、<sup>(660)</sup>、<sup>(661)</sup>、<sup>(662)</sup>、<sup>(663)</sup>、<sup>(664)</sup>、<sup>(665)</sup>、<sup>(666)</sup>、<sup>(667)</sup>、<sup>(668)</sup>、<sup>(669)</sup>、<sup>(670)</sup>、<sup>(671)</sup>、<sup>(672)</sup>、<sup>(673)</sup>、<sup>(674)</sup>、<sup>(675)</sup>、<sup>(676)</sup>、<sup>(677)</sup>、<sup>(678)</sup>、<sup>(679)</sup>、<sup>(680)</sup>、<sup>(681)</sup>、<sup>(682)</sup>、<sup>(683)</sup>、<sup>(684)</sup>、<sup>(685)</sup>、<sup>(686)</sup>、<sup>(687)</sup>、<sup>(688)</sup>、<sup>(689)</sup>、<sup>(690)</sup>、<sup>(691)</sup>、<sup>(692)</sup>、<sup>(693)</sup>、<sup>(694)</sup>、<sup>(695)</sup>、<sup>(696)</sup>、<sup>(697)</sup>、<sup>(698)</sup>、<sup>(699)</sup>、<sup>(700)</sup>、<sup>(701)</sup>、<sup>(702)</sup>、<sup>(703)</sup>、<sup>(704)</sup>、<sup>(705)</sup>、<sup>(706)</sup>、<sup>(707)</sup>、<sup>(708)</sup>、<sup>(709)</sup>、<sup>(710)</sup>、<sup>(711)</sup>、<sup>(712)</sup>、<sup>(713)</sup>、<sup>(714)</sup>、<sup>(715)</sup>、<sup>(716)</sup>、<sup>(717)</sup>、<sup>(718)</sup>、<sup>(719)</sup>、<sup>(720)</sup>、<sup>(721)</sup>、<sup>(722)</sup>、<sup>(723)</sup>、<sup>(724)</sup>、<sup>(725)</sup>、<sup>(726)</sup>、<sup>(727)</sup>、<sup>(728)</sup>、<sup>(729)</sup>、<sup>(730)</sup>、<sup>(731)</sup>、<sup>(732)</sup>、<sup>(733)</sup>、<sup>(734)</sup>、<sup>(735)</sup>、<sup>(736)</sup>、<sup>(737)</sup>、<sup>(738)</sup>、<sup>(739)</sup>、<sup>(740)</sup>、<sup>(741)</sup>、<sup>(742)</sup>、<sup>(743)</sup>、<sup>(744)</sup>、<sup>(745)</sup>、<sup>(746)</sup>、<sup>(747)</sup>、<sup>(748)</sup>、<sup>(749)</sup>、<sup>(750)</sup>、<sup>(751)</sup>、<sup>(752)</sup>、<sup>(753)</sup>、<sup>(754)</sup>、<sup>(755)</sup>、<sup>(756)</sup>、<sup>(757)</sup>、<sup>(758)</sup>、<sup>(759)</sup>、<sup>(760)</sup>、<sup>(761)</sup>、<sup>(762)</sup>、<sup>(763)</sup>、<sup>(764)</sup>、<sup>(765)</sup>、<sup>(766)</sup>、<sup>(767)</sup>、<sup>(768)</sup>、<sup>(769)</sup>、<sup>(770)</sup>、<sup>(771)</sup>、<sup>(772)</sup>、<sup>(773)</sup>、<sup>(774)</sup>、<sup>(775)</sup>、<sup>(776)</sup>、<sup>(777)</sup>、<sup>(778)</sup>、<sup>(779)</sup>、<sup>(780)</sup>、<sup>(781)</sup>、<sup>(782)</sup>、<sup>(783)</sup>、<sup>(784)</sup>、<sup>(785)</sup>、<sup>(786)</sup>、<sup>(787)</sup>、<sup>(788)</sup>、<sup>(789)</sup>、<sup>(790)</sup>、<sup>(791)</sup>、<sup>(792)</sup>、<sup>(793)</sup>、<sup>(794)</sup>、<sup>(795)</sup>、<sup>(796)</sup>、<sup>(797)</sup>、<sup>(798)</sup>、<sup>(799)</sup>、<sup>(800)</sup>、<sup>(801)</sup>、<sup>(802)</sup>、<sup>(803)</sup>、<sup>(804)</sup>、<sup>(805)</sup>、<sup>(806)</sup>、<sup>(807)</sup>、<sup>(808)</sup>、<sup>(809)</sup>、<sup>(810)</sup>、<sup>(811)</sup>、<sup>(812)</sup>、<sup>(813)</sup>、<sup>(814)</sup>、<sup>(815)</sup>、<sup>(816)</sup>、<sup>(817)</sup>、<sup>(818)</sup>、<sup>(819)</sup>、<sup>(820)</sup>、<sup>(821)</sup>、<sup>(822)</sup>、<sup>(823)</sup>、<sup>(824)</sup>、<sup>(825)</sup>、<sup>(826)</sup>、<sup>(827)</sup>、<sup>(828)</sup>、<sup>(829)</sup>、<sup>(830)</sup>、<sup>(831)</sup>、<sup>(832)</sup>、<sup>(833)</sup>、<sup>(834)</sup>、<sup>(835)</sup>、<sup>(836)</sup>、<sup>(837)</sup>、<sup>(838)</sup>、<sup>(839)</sup>、<sup>(840)</sup>、<sup>(841)</sup>、<sup>(842)</sup>、<sup>(843)</sup>、<sup>(844)</sup>、<sup>(845)</sup>、<sup>(846)</sup>、<sup>(847)</sup>、<sup>(848)</sup>、<sup>(849)</sup>、<sup>(850)</sup>、<sup>(851)</sup>、<sup>(852)</sup>、<sup>(853)</sup>、<sup>(854)</sup>、<sup>(855)</sup>、<sup>(856)</sup>、<sup>(857)</sup>、<sup>(858)</sup>、<sup>(859)</sup>、<sup>(860)</sup>、<sup>(861)</sup>、<sup>(862)</sup>、<sup>(863)</sup>、<sup>(864)</sup>、<sup>(865)</sup>、<sup>(866)</sup>、<sup>(867)</sup>、<sup>(868)</sup>、<sup>(869)</sup>、<sup>(870)</sup>、<sup>(871)</sup>、<sup>(872)</sup>、<sup>(873)</sup>、<sup>(874)</sup>、<sup>(875)</sup>、<sup>(876)</sup>、<sup>(877)</sup>、<sup>(878)</sup>、<sup>(879)</sup>、<sup>(880)</sup>、<sup>(881)</sup>、<sup>(882)</sup>、<sup>(883)</sup>、<sup>(884)</sup>、<sup>(885)</sup>、<sup>(886)</sup>、<sup>(887)</sup>、<sup>(888)</sup>、<sup>(889)</sup>、<sup>(890)</sup>、<sup>(891)</sup>、<sup>(892)</sup>、<sup>(893)</sup>、<sup>(894)</sup>、<sup>(895)</sup>、<sup>(896)</sup>、<sup>(897)</sup>、<sup>(898)</sup>、<sup>(899)</sup>、<sup>(900)</sup>、<sup>(901)</sup>、<sup>(902)</sup>、<sup>(903)</sup>、<sup>(904)</sup>、<sup>(905)</sup>、<sup>(906)</sup>、<sup>(907)</sup>、<sup>(908)</sup>、<sup>(909)</sup>、<sup>(910)</sup>、<sup>(911)</sup>、<sup>(912)</sup>、<sup>(913)</sup>、<sup>(914)</sup>、<sup>(915)</sup>、<sup>(916)</sup>、<sup>(917)</sup>、<sup>(918)</sup>、<sup>(919)</sup>、<sup>(920)</sup>、<sup>(921)</sup>、<sup>(922)</sup>、<sup>(923)</sup>、<sup>(924)</sup>、<sup>(925)</sup>、<sup>(926)</sup>、<sup>(927)</sup>、<sup>(928)</sup>、<sup>(929)</sup>、<sup>(930)</sup>、<sup>(931)</sup>、<sup>(932)</sup>、<sup>(933)</sup>、<sup>(934)</sup>、<sup>(935)</sup>、<sup>(936)</sup>、<sup>(937)</sup>、<sup>(938)</sup>、<sup>(939)</sup>、<sup>(940)</sup>、<sup>(941)</sup>、<sup>(942)</sup>、<sup>(943)</sup>、<sup>(944)</sup>、<sup>(945)</sup>、<sup>(946)</sup>、<sup>(947)</sup>、<sup>(948)</sup>、<sup>(949)</sup>、<sup>(950)</sup>、<sup>(951)</sup>、<sup>(952)</sup>、<sup>(953)</sup>、<sup>(954)</sup>、<sup>(955)</sup>、<sup>(956)</sup>、<sup>(957)</sup>、<sup>(958)</sup>、<sup>(959)</sup>、<sup>(960)</sup>、<sup>(961)</sup>、<sup>(962)</sup>、<sup>(963)</sup>、<sup>(964)</sup>、<sup>(965)</sup>、<sup>(966)</sup>、<sup>(967)</sup>、<sup>(968)</sup>、<sup>(969)</sup>、<sup>(970)</sup>、<sup>(971)</sup>、<sup>(972)</sup>、<sup>(973)</sup>、<sup>(974)</sup>、<sup>(975)</sup>、<sup>(976)</sup>、<sup>(977)</sup>、<sup>(978)</sup>、<sup>(979)</sup>、<sup>(980)</sup>、<sup>(981)</sup>、<sup>(982)</sup>、<sup>(983)</sup>、<sup>(984)</sup>、<sup>(985)</sup>、<sup>(986)</sup>、<sup>(987)</sup>、<sup>(988)</sup>、<sup>(989)</sup>、<sup>(990)</sup>、<sup>(991)</sup>、<sup>(992)</sup>、<sup>(993)</sup>、<sup>(994)</sup>、<sup>(995)</sup>、<sup>(996)</sup>、<sup>(997)</sup>、<sup>(998)</sup>、<sup>(999)</sup>、<sup>(1000)</sup>、<sup>(1001)</sup>、<sup>(1002)</sup>、<sup>(1003)</sup>、<sup>(1004)</sup>、<sup>(1005)</sup>、<sup>(1006)</sup>、<sup>(1007)</sup>、<sup>(1008)</sup>、<sup>(1009)</sup>、<sup>(1010)</sup>、<sup>(1011)</sup>、<sup>(1012)</sup>、<sup>(1013)</sup>、<sup>(1014)</sup>、<sup>(1015)</sup>、<sup>(1016)</sup>、<sup>(1017)</sup>、<sup>(1018)</sup>、<sup>(1019)</sup>、<sup>(1020)</sup>、<sup>(1021)</sup>、<sup>(1022)</sup>、<sup>(1023)</sup>、<sup>(1024)</sup>、<sup>(1025)</sup>、<sup>(1026)</sup>、<sup>(1027)</sup>、<sup>(1028)</sup>、<sup>(1029)</sup>、<sup>(1030)</sup>、<sup>(1031)</sup>、<sup>(1032)</sup>、<sup>(1033)</sup>、<sup>(1034)</sup>、<sup>(1035)</sup>、<sup>(1036)</sup>、<sup>(1037)</sup>、<sup>(1038)</sup>、<sup>(1039)</sup>、<sup>(1040)</sup>、<sup>(1041)</sup>、<sup>(1042)</sup>、<sup>(1043)</sup>、<sup>(1044)</sup>、<sup>(1045)</sup>、<sup>(1046)</sup>、<sup>(1047)</sup>、<sup>(1048)</sup>、<sup>(1049)</sup>、<sup>(1050)</sup>、<sup>(1051)</sup>、<sup>(1052)</sup>、<sup>(1053)</sup>、<sup>(1054)</sup>、<sup>(1055)</sup>、<sup>(1056)</sup>、<sup>(1057)</sup>、<sup>(1058)</sup>、<sup>(1059)</sup>、<sup>(1060)</sup>、<sup>(1061)</sup>、<sup>(1062)</sup>、<sup>(1063)</sup>、<sup>(1064)</sup>、<sup>(1065)</sup>、<sup>(1066)</sup>、<sup>(1067)</sup>、<sup>(1068)</sup>、<sup>(1069)</sup>、<sup>(1070)</sup>、<sup>(1071)</sup>、<sup>(1072)</sup>、<sup>(1073)</sup>、<sup>(1074)</sup>、<sup>(1075)</sup>、<sup>(1076)</sup>、<sup>(1077)</sup>、<sup>(1078)</sup>、<sup>(1079)</sup>、<sup>(1080)</sup>、<sup>(1081)</sup>、<sup>(1082)</sup>、<sup>(1083)</sup>、<sup>(1084)</sup>、<sup>(1085)</sup>、<sup>(1086)</sup>、<sup>(1087)</sup>、<sup>(1088)</sup>、<sup>(1089)</sup>、<sup>(1090)</sup>、<sup>(1091)</sup>、<sup>(1092)</sup>、<sup>(1093)</sup>、<sup>(1094)</sup>、<sup>(1095)</sup>、<sup>(1096)</sup>、<sup>(1097)</sup>、<sup>(1098)</sup>、<sup>(1099)</sup>、<sup>(1100)</sup>、<sup>(1101)</sup>、<sup>(1102)</sup>、<sup>(1103)</sup>、<sup>(1104)</sup>、<sup>(1105)</sup>、<sup>(1106)</sup>、<sup>(1107)</sup>、<sup>(1108)</sup>、<sup>(1109)</sup>、<sup>(1110)</sup>、<sup>(1111)</sup>、<sup>(1112)</sup>、<sup>(1113)</sup>、<sup>(1114)</sup>、<sup>(1115)</sup>、<sup>(1116)</sup>、<sup>(1117)</sup>、<sup>(1118)</sup>、<sup>(1119)</sup>、<sup>(1120)</sup>、<sup>(1121)</sup>、<sup>(1122)</sup>、<sup>(1123)</sup>、<sup>(1124)</sup>、<sup>(1125)</sup>、<sup>(1126)</sup>、<sup>(1127)</sup>、<sup>(1128)</sup>、<sup>(1129)</sup>、<sup>(1130)</sup>、<sup>(1131)</sup>、<sup>(1132)</sup>、<sup>(1133)</sup>、<sup>(1134)</sup>、<sup>(1135)</sup>、<sup>(1136)</sup>、<sup>(1137)</sup>、<sup>(1138)</sup>、<sup>(1139)</sup>、<sup>(1140)</sup>、<sup>(1141)</sup>、<sup>(1142)</sup>、<sup>(1143)</sup>、<sup>(1144)</sup>、<sup>(1145)</sup>、<sup>(1146)</sup>、<sup>(1147)</sup>、<sup>(1148)</sup>、<sup>(1149)</sup>、<sup>(1150)</sup>、<sup>(1151)</sup>、<sup>(1152)</sup>、<sup>(1153)</sup>、<sup>(1154)</sup>、<sup>(1155)</sup>、<sup>(1156)</sup>、<sup>(1157)</sup>、<sup>(1158)</sup>、<sup>(1159)</sup>、<sup>(1160)</sup>、<sup>(1161)</sup>、<sup>(1162)</sup>、<sup>(1163)</sup>、<sup>(1164)</sup>、<sup>(1165)</sup>、<sup>(1166)</sup>、<sup>(1167)</sup>、<sup>(1168)</sup>、<sup>(1169)</sup>、<sup>(1170)</sup>、<sup>(1171)</sup>、<sup>(1172)</sup>、

これらの流れに従いつつ、芦部信喜氏は憲法制定権力に対する法的制約を肯定する。憲法制定権力は「実定法秩序の前に存在する」が、憲法制定権力の「存在と通用そのものの前提であり、それを支える個人権の思想」を否認することは許されないとする。<sup>(9)</sup>「個人権、その中核的な価値内容を形成する人間人格不可侵の原理は、近代憲法の基本的価値を表示する根本規範である」とする。そこには、「憲法は国家権力を制限し、自由な人間による自由な社会の価値、社会国家的要素によって補完された民主法治国家の法の理念を維持し実現する規範の体系であり、市民の自由の保証人である」とする憲法観が存在する。根本規範の具体的内容は時代によって変化するが、その基本原則は「人間価値の尊厳という一つの中核的・普遍的な法原則に帰一する」<sup>(10)</sup>と主張する。ここでは、ホモ・ロンバルト氏の議論を引用しつつ、「実定法に内在するものとしての自然法」<sup>(11)</sup>という考えかたがとられている。<sup>(12)</sup>

ここで言われている「人間人格不可侵の原理」や「人間価値の尊厳」は、ルソーにおける生存と自由や、シエースにおける欲求と自由という根源的価値に、抽象的には対応すると考えることができであろう。これらは、憲法制定権力論を始め、あらゆる憲法論の出発点・前提をなしているとも見えることができる。

しかし、このような根源的価値を出発点に置きながら、シエースは、自然法によって拘束された憲法制定権力を帰結させたが、ルソーは自然法論を採らず、主権を実定化してとらえた。すなわち、人間価値の尊厳は、自然法によって拘束された憲法制定権力を必然化するものではなく、従ってそれを根拠づけることができないと思われる。

シエースについて見たように、自然法によって拘束された憲法制定権力論の下で、根源的価値から独立し、それに反する所有が正当化される。それに伴って、人権の具体的なありかたに関して、国民による決定が排除される。そのためこそ、自然法によって拘束された憲法制定権力という議論が行なわれてきたのである。

これらの問題の検討がなされないまま、自然法によって拘束された憲法制定権力が語られるとき、シエースの議論

と基本的に同様の問題が含まれていると見るべきであろう。その結果、憲法制定権力を拘束する根本規範の内容は、結局、「近代ブルジョワ民主主義憲法の射程内で確認できる特定の、特殊化された憲法意識の諸形態にすぎない」<sup>(13)</sup>も  
 のになっているように思われる。「近代憲法の基本的価値」や「社会国家的要素によって補完された民主法治国家の  
 理念」という、閉じられた枠が、選択されている。

市民革命後、自然法によって拘束された憲法制定権力を否定する議論が現われたが、その中で、一九世紀における  
 法実証主義は憲法制定権力論を拒否し、シュミットは自然法を排除した。現在では、自然法や根本規範によって拘束  
 された憲法制定権力を肯定する議論が有力である。それらは、異なる歴史的段階と国における、資本主義の擁護の性  
 格を有する憲法論である。その点で、シエースの憲法制定権力論と共通した性格を有している。

- (1) 野田良之「現代自然法論」、尾高朝雄他編『法哲学講座』、有斐閣、一九五八年、五卷(下)、一六二、一六三ページ。
- (2) このような傾向の中で、実定法によって保障された人権として、*libertés publiques* の観念が成立する (Philippe Braud, *La notion de liberté publique en droit français*, Paris, L. G. D. J., 1968, pp. 4 et s.)。
- (3) シュミット前掲書九九ページ。
- (4) 同二〇三ページ。

(5) 影山日出弥『憲法の基礎理論』、勁草書房、一九七五年、九五ページ以下。

(6) 芦部信喜『憲法制定権力』、東京大学出版会、一九八三年、四〇ページ以下、三二〇ページ以下。

(7) Georges Burdeau, *Traité de science politique*, 3<sup>e</sup> éd., 1983, t. 4, p. 174.

(8) 大隈義和「フランス憲法学の現況と憲法制定権力論」『法政論集』(北九州大学)、一二巻一号、一九八四年、七四ページ  
 は、「ヴェルドー、エロー、ボナールに代表され、そこに留まるフランス制憲権論の状況は、その時点で、制憲論のかかわる  
 重要な問題即ちザイン、ゾルレンとの構造的かかわりのそれにまで到達しながら、その継承・発展をみないまま今日に至って  
 いるのである」と結論づけている。

(9) 芦部前掲書三九ページ。

(10) 同四一ページ。

(11) 同三二三ページ。

(12) 大隈「憲法制定権力論の國際化」『法政論集』、一四卷三号、一九八六年は、芦部氏と基本的に同一の立場に立ちつつ、この立場を徹底させていくと、違憲の憲法という論点に到達するとする(五〇ページ)。

(13) 影山前掲書九六ページ。

### (三) 憲法制定権力の性格と手続

#### 1 憲法制定権力の性格

シエースの憲法制定権力は、自然法の拘束に服し、従ってその主体も国民に限定される。その意味で、彼の論理においては超実定的憲法制定権力も法的性格を有し、このような特定の内容を有する憲法制定権力によらない国家権力は打倒の対象となり、このような憲法制定権力に基づく国家権力は正当化される。具体的には、特権身分を批判しつつ、人間の自由な生存と切断了排他的所有を確保し、人権の具体的な決定から国民を排除する。

シュミットの場合、自然法の拘束を前提せず、従って主体は国民に限定されない。そこから憲法制定権力を事実としての実力に基づくことができることが可能となる。<sup>(1)</sup>「憲法制定権力は政治的意思であり、この意思の力または權威により、自己の政治的実存の態様と形式についての具体的な全体決定を下すことができる、すなわち政治的統一の実存を全体として決定することができるのである」。<sup>(2)</sup>

このことよって、シュミットは政治・憲法現象を叙述しているわけではなく、実力としての憲法制定権力によって、それに基づく憲法・国家権力を正当化している。この意味で、シュミットの憲法制定権力も、憲法という法を正

当化するための概念といふことができる。<sup>(3)</sup>しかも、この憲法制定権力によって、存在するすべての憲法・国家権力が正当化されるので、反革命の支持が可能となる。

自己の主張として、言い換えれば一種の解釈論のレヴェルで、法的概念として憲法制定権力を想定するかどうかは、何らかの自然法論を前提に置くかどうかによって決まることである。<sup>(4)(5)</sup>憲法科学の問題として、憲法規範の論理構造を認識する場合、憲法制定権力の概念は必要ないように思われる。<sup>(6)</sup>憲法制定過程を憲法現象として認識しようとする場合、イデオロギーとしての憲法制定権力論の認識の必要性は当然ある。それとは別に、従来強いイデオロギー的効果を発揮してきた憲法制定権力概念を、分析のための自己の「科学用語」として使用する<sup>(7)</sup>ことが、必要・適切であるかは一つの問題であろう。

勿論、シェースは自己の主張として憲法制定権力論を展開しているのであり、憲法制定権力は自然法の下にあるので、法的性格を有することになる。

(1) 「制憲権をその主体から分離することによってエームケが正当に指摘したとおり、『制憲権を純粹に《実存する》、規範的要素を欠くものと考えることが、シュミットにとって可能となる』」(芦部前掲書、三七ページ)と云うこともできる。

(2) シュミット前掲書九八ページ。

(3) シュミットにおける実存の正当化機能に関して、大隈義和『国民の憲法制定権力』論の自由主義と民主主義『法政論集』、九卷三・四合併号、一九八二年、三九、四〇ページ参照。

(4) 小林直樹『憲法秩序の理論』、東京大学出版会、一九八六年、九〇ページは、自然法論におけるような「特定価値の絶対化をやめて、『制憲権(者)は、自ら定立しようとする憲法の基本価値に拘束される』という、一般的テーゼに立て直」すことを提唱する。しかし、このような一般的なテーゼも、何らかの法規範としてとらえられているのであれば、やはり一種の自然法論である。

(5) 憲法制定権力は実定法によってその行使を保障されている権利ではなく、かえってその行使は実定法によって禁圧される。自然法論を前提に置くことは、このような点を無視・軽視しているものとして、批判を当然受けることになる(杉原泰雄「国民主権と憲法制定権力」4 『法律時報』、一九八五年八月号、七八ページ以下)。

(6) 「歴史的に最初の憲法」の妥当性を前提にすればそれで十分であって、特に根本規範について語る必要はないということになるだろう。……同様に、その論理的難点を度外視しても、『根本規範』と同様の役割を期待されている憲法制定権力概念も不要と考える(菅野喜八郎『国権の限界問題』、木鐸社、一九七八年、二二四ページ)。

(7) 小林前掲書、九六ページ。

## 2 憲法制定権力の行使手続

シエースにとって、憲法制定権力は、超実定的ではあるが法的性格を持った「権力」(Pouvoir)である。意思形成の第二期において、個人意思に由来し、公衆に属する権力が、憲法を制定する<sup>(1)</sup>。憲法制定権力は単に理念ではなく一つの権力である。そして、それは制度の裏づけのない権力ではなく、超実定的なものであるが、それを実現する制度や手続が構想された権力である。しかも、特定の制度・手続が提案されている。

「第三身分とは何か」について見ると、人民主権の形式が採られる。市民の全体が憲法制定権力の主体になるが、特権身分は主体からはずされる。国民は自分自身で共同意思を行使する代わりに、代表者に権力を委任する。参政権の平等が要求され、多数決原理が採られる。代理権の前提として「自由な普通選挙」が構想され、憲法制定権力を行使するための「特別代表者」(representans extraordinaires)について、郡——州——全国という選出方法を提案する。「どこから国民を連れてくるか。それがいる所から。すなわち、全領土、全住民、全被治者を含む四万の教区から。そこにこそ疑いもなく国民がいる。二〇ないし三〇の教区からなる郡毎に、第一次議員によって国民が自己形成

する方法を容易にするために、領土の分割も考えられよう。同様の考えで、郡から州へ、全国身分会議の組織を決定する特別の権限を持った真の特別代表者を、州が首都に送り出してよいであろう<sup>(3)</sup>。

特別代表者について、議員の意思を人民が拘束する命令的委任の制度が想定されているようにも見える。「国民の意見を聞く権限は誰に属するのか。もし我々が立法組織を持っていけば、その各部分はその権力を有することになる。なぜなら、裁判官への訴えは常に訴訟人に認められるからである。あるいはむしろ、代理権について説明を求め、新しい権限を必要とする状況について、意見を述べるために、一つの意思の表明者は彼等の委任者に意見を求める義務を負っているからである」<sup>(4)</sup>。

しかし、実際にはむしろ「国民主権に適合的な制度や手続きが構想されている。普通選挙が主張されながら、「召使や、主人に従属するすべての者」の他、民衆のかなりの部分が憲法制定権力の主体から排除される。実際には制限選挙が構想されていると見てよいであろう。

国民の人数の増大などの実際的な理由から、共同意思の行使の委任が要求される。従って、原理的には共同体は意思決定権の行使を委任するだけであって、意思決定権自体は保持するとされる。しかし、結局実際には意思決定権は代表者によって行使されるのであって、国民による意思決定権の行使は認められない。国民が行なうことは意思決定権の行使の委任であり、行使と切り離された国民の意思決定権自体は、言葉だけで実質がない。特別代表者についてこのことが明確に言われている。「特別代表者は、国民が進んで与える新しい権力を持つてであろう。異常な事態が生まれる度に、必要だからといって、大国の国民が全員実際に集合することはできないから、国民は、このような場合に必要な権力を特別代表者に委任しなければならぬ」<sup>(5)</sup>。

命令的委任の構想については曖昧なところがある。前述の特別代表者に関する議論も、命令的委任的思考を背景に

していると思われるが、具体的に意思決定の方法として一般的に命令的委任の制度を提案しているわけではない。もし立法組織が存在すればという、仮定の議論をしているのであり、具体的には、このような議論によって、特別代表者の設立の必要性を主張しているに過ぎない。

結局、特権身分を排除しつつ、民衆不信の上に立って、実質的に制限選挙が採用される。命令的委任の關係は曖昧であるが、結論としては特別代表者が憲法制定権力を行使する。憲法制定権力論において国民の超実定性から特別代表者の超実定性が帰結される。「特別代表者団は国民に代わってあらゆる憲法手段から独立する。……これらの代表者達は、憲法を制定するために、国民の代わりをする。彼等は国民と同様に独立する。個人が自然状態において意思決定するように、彼等は意思決定すればよい。彼等がどのような方法で代表者になろうと、集会しようとして、審議しよう彼等が人民の特別委任に基づいて活動することを無視できない限り（そして、彼等に委任した国民が、どうしてそれを無視することができるであろうか）、彼等の共同意思は国民自身の共同意思に相当するであろう」。特別代表者の超実定性を正当化することができ、シエースの具体的な目的であり、その理由づけとして国民の超実定性が言われているに過ぎないと思われる。特別代表者の超実定性の基礎づけこそ、彼の憲法制定権力論の具体的な目的である。

特別代表者による憲法制定権力の行使が提案され、実際にはそのみが許され、それ以外の方法による憲法制定権力の行使は認められない。憲法制定権力の主体から特権身分が排除されるのは勿論、民衆による自主的な憲法制定権力の行使の可能性も断たれる。そして、特別代表者による憲法制定権力の行使においては、「第三身分の中の自由な階層」のリーダー・シップが期待されている。特権身分と民衆を排除しつつ、排他的所有権を中心とする自然権をブルジョワジーが保障するために、特定の制度・手続が構想されているのである。

自然法の優越を前提に置き、憲法制定権力の主体は国民とされる。実質的には、自由な生存と切断された排他的所

有が正当化され、人權のあり方の決定から国民が排除される。このような論理が採られる以上、そのことに適合的な特定の制度・手続が構想されるのは、当然のことである。

シエースは言う。「地上の諸国民は、社会的束縛の外にある、あるいはいわゆる自然状態にある個人として考えられるべきである。……どのように国民が意思決定しようかと、意思決定しさえすれば十分である。……国民はあらゆる形式から独立している。」<sup>(7)</sup>このことによって、国民の超実定性が言われている。しかし、「国民は唯一の自然法によって自己形成する」<sup>(8)</sup>のであり、国民に対する自然法の優越を前提にしている。従って具体的には、自然法に適合する特定の手続が要求され、それに反する手続からの解放が主張される。そのためにこそ手続からの解放が言われているのである。シエースは国民の超実定性を強調するが、具体的には、特定の手続によらない、あるいは何らの手続によらない意思決定を肯定しているわけではないのである。

シュミットは、国民の超実定性に関するシエースの発言を引いて、「この命題はこの事象の本質を最も明確にいい表わしている」<sup>(9)</sup>とする。しかし、シュミットは自然法の拘束を否定するので、憲法制定権力の主体は国民に限定されない。国民が主体となるときも、手続に従った意思決定は必ずしも要求されない。また、手続に従って意思表示がなされる場合にも、種々の手続が可能とされている。

国民は、何らかの方法で意思決定することによって、憲法制定権力を行使することができる。「人民は政治的統一体の実存の態様および形式に関する決定に向けられた直接的な全体意思を、識別の可能な何らかの方法で表現することによってその憲法制定権力を行使する」<sup>(10)</sup>。従って、何らの手続・制度によらない意思決定も可能である。「人民の直接的意思表示の自然な形式は集合した多数人の同意または拒否の歓声、喝采 (Aklamation) である。近代の大国家においては、あらゆる人民の自然的かつ必然的な生活表現である喝采はその形を変えるに至った。ここでは『世論』

として表明されるのである。<sup>(11)</sup> 意思決定を明確化するためには、手続が必要である。近代の民主制の下では、憲法制定国民会議が一般的に承認された民主的な手続とされているが、それは唯一のものではない。<sup>(12)</sup> そして、「人民の暗黙の同意ということも依然として可能<sup>(13)</sup>」とされている。

自然法の否定という、別の前提に立って、シュミットはシェエスの命題から別の結論を引き出している。シェエスの命題から、ブルジョワ革命の歴史的・具体的意味を取り去り、憲法制定権力論を一般化して、論理的に整理した。しかし、そのことによって、憲法制定権力論が歴史的・具体的には反革命のために機能することを可能にしたということが出来る。

シェエスにとつて、憲法制定権力は法的権力であり、特別代表という特定の手続によるその行使が予定されている。

- (1) *Qu'est-ce que le Tiers état?*, chapitre 5, p. 178. 訳八二ページ参照。
- (2) *Ibid.*, chapitre 4, section 7, p. 172. 訳七六ページ参照。
- (3) *Ibid.*, chapitre 5, p. 187. 訳九二・九三ページ参照。
- (4) *Ibid.*, p. 190. 訳九六ページ参照。
- (5) *Ibid.*, p. 185. 訳九〇ページ参照。
- (6) *Ibid.*, p. 185. 訳九〇・九一ページ参照。
- (7) *Ibid.*, p. 183. 訳八七・八八ページ参照。
- (8) *Ibid.*, p. 181. 訳八六ページ参照。
- (9) シュミット前掲書一〇三ページ。
- (10) 同一〇六ページ。

- (11) 同一〇七ページ。
- (12) 同一〇八ページ。
- (13) 同一一六ページ。

(四) 憲法制定権力の超実定性と実定化

1 憲法制定権力の超実定性

「憲法制定権力は、憲法によって規定された権力の作品ではなく、憲法制定権力の作品である。」憲法によって規定された権力は、実定憲法の拘束を受けるが、憲法制定権力は受けない。

この区別に対応して、憲法制定権力を行使する「特別代表者」(representans extraordinaires)と、憲法によって規定された「普通立法機関」(la legislature ordinaire)である「普通代表者」(representans ordinaires)が区別される。<sup>(1)</sup>「見解」では全国身分会議が二つの権力を行使することが構想されていた。「憲法制定権力と、憲法によって規定された権力は、決して混同されるべきではない。しかし、国民の中で特別の代表派遣による制憲の大事業の用意ができていない時、次の全国身分会議は二つの権力を合わせ持つだろうと考えるべきである。」<sup>(2)</sup>

「第三身分とは何か」においては、特権批判の徹底と共に、全国身分会議による二つの権力行使の構想はなくなる。「普通国民議会の組織を決定するための特別の代理権を持った特別代表者を首都に送るために、国民を召集すべきであった。私の考えでは、これらの代表者が、自分で決定した憲法に従って、別の資格を持って、その上に普通議会になるための権力を持つことは望ましくなかった。」<sup>(3)</sup>組織としても特別代表者と普通代表者は分離される。

憲法制定と憲法改正は分離されず、共に特別代表者が行なう。「特別代表者のみが憲法改正 (toucher à la consti-

tion) と憲法制定 (donner une constitution)) を行なうことができる。<sup>(4)</sup>」

- (1) Qu'est-ce que le Tiers état?, chapitre 5, pp. 185, 186. 訳九〇、九一ページ参照。
- (2) Vues sur les moyens, p. 77.
- (3) Qu'est-ce que le Tiers état?, chapitre 5, p. 190. 訳九七ページ参照。
- (4) Ibid., p. 189. 訳九六ページ参照。

## 2 憲法制定権力の実定化

憲法制定権力の実定化は七月草案から始まる。ここでも憲法制定権力と、憲法によって規定された権力の区別がなされている。<sup>(1)</sup>「それら(公的組織に含まれる諸権力)は自分で憲法を制定する(se constituer)ことができなかったので、それらの憲法を変更する(changer leur constitution)こともできなかった。」そのようなことは憲法制定権力によってなされるのであり、憲法制定権力は既存の憲法に拘束されないとして、その超実定性が指摘される。国民は超実定的であるが、自分自身で憲法制定権力を行使する必要はなく、特別代表者にその行使を委任することができる。「彼等(社会の構成員)は代表者達に自分達の信任を与えることができるのであり、その代表者達はこの目的のためにのみ集合し、憲法によって規定された権力を何ら自身では行使することができない。」

引き続き、憲法制定・改正方法を憲法に規定することを提案する。「さらに、憲法のあらゆる部分を制定し改正する(former et réformer)方法を明らかにすることは、憲法草案の第一章の役割である。」結局、七月草案三二条は次のように規定する。「人民は憲法を再検討し改正する権利を常に有する。改正の必要がどのようなものであれ、改正の行なわれるべき一定の時期を定めておくことも、良いことである。<sup>(2)</sup>」

ここでも、国民の憲法制定権力の超実定性が語られているが、やはりその行使の代表者への委任が論じられている。憲法制定と憲法改正は分離されていないが、実際には憲法改正が中心的問題にされている。そして、憲法改正(制定)の方法・時期の実定的確定の方向が取られ、他の方法・時期の選択が論理的に禁止されているわけではないが、実際上実定化が進められようとしている。<sup>(3)</sup>

共和暦三年には憲法制定権力の実定化の具体的な構想が示される。まず、憲法制定権力觀念に関するこの時点での評価が示され、それはかつては有益であったとされる。「健全で有益な一つの觀念が一七八八年に打ち立てられた。それは、憲法制定権力と、憲法によって規定された権力の分割である。それは、科学に向かって一步を進める発見の内に数えられる。それはフランス人の功績である。」<sup>(4)</sup>

それは革命時代に愚かなものになってしまったが、今はそれを有益に使うことができる時代になったとする。「革命時代に非常に早くから理性による行為の代わりに陰謀による行為が生まれたので、状況の新しい秩序に対して提供される実際の利益を、この觀念から引き出すことが許されなかった。そうしている間に、多くの他の新しい真実と同様に、それは愚かさを助長するに至った。そのようなことは、最良の道具でも無知によって使用されるとき、通常たどる運命なのである。今や、それをより有益に使用すべき時期になっている。」<sup>(5)</sup>

そこで、人権の一部譲渡説の立場から、人民主権に対する批判的態度が明示される。<sup>(6)</sup>その上で、ボルドーへの手紙の例を出しながら、社会的分業によって代表制を基礎づける。従って、代表制は直接民主主義の代替物ではなく、より優れた制度とされる。また、社会的分業の効率を生かすために、命令的委任は禁止される。<sup>(7)</sup>「専制政治を防止するために分割せよ。アナキーを避けるために集中せよ」という原理によって、権力分立制が根拠づけられる。<sup>(8)</sup>そのために、「協力制」(le système du concours)または「有機的統一制」(celui de l'unité organisée)の権力分立制が提

案され、「統一ある分割」(division avec unite)が目指される。

このような考えかたの上に立って、憲法制定権力を行使する機関として、「憲法陪審」(jurie constitutionnaire)が構想される。憲法陪審には、違憲審査権、憲法改正権、自然法による裁判権の三つの権限が与えられており、これはシエースにとってすべて憲法制定権力としてとらえることができるものである。憲法改正権は、「第三身分とは何か」においても、憲法制定権力と区別されていなかったものである。違憲審査権は機関相互の紛争の解決を目的とする権限と規定されており、「第三身分とは何か」においては、これは紛争の解決者としての国民とその特別代表者に与えられた憲法制定権力である。これは、突然招集される公会による新憲法の制定を防止するために、それに代わる措置として考えられている<sup>(10)</sup>。自然法による裁判権も、憲法を含む実定法を超える法による裁判を想定するのである<sup>(11)</sup>から、一種の憲法制定権力と見ることができるといえる。このように憲法陪審は実定化された憲法制定権力機関である。

ここでは、実定化された憲法制定権力が、権力分立制度の中に位置づけられている。憲法陪審は権力分立制の下で憲法制定権力を行使する代表者に過ぎない。また、憲法制定権力内部における権力分立も考えられており、憲法陪審は他の機関と共に憲法制定権力の一部分を行使するに過ぎないものとされている。三つの権限のどれについても、自発的な活動が禁止されている<sup>(12)</sup>。

憲法陪審による憲法制定権力の行使に対する市民の関与は、かなり限定されている。憲法陪審の構成員は、立法院の前議員の中から憲法陪審自身によって選ばれ(三条)、その構成に市民の意思を直接反映する手続は保障されていない。

三つの権限の内、憲法制定権力として中心的に問題になる憲法改正について見ると、憲法陪審が憲法改正について意見の収集(一〇条)・調査(二一条一項)・提案(二項)を行なう。他の機関や市民による提案は認められていない。

提案の通知が元老院と五〇〇入院になされる(三項)。憲法改正案に関する決定権を元老院に与えるかどうかについて、第一次集會が判断する(一二条一項)。第一次集會の多数が賛成すれば、「憲法制定権力」が元老院に委任される。元老院は改正案について決定するが、修正を加えたり他の案に代えたりすることはできない(三項)。

第一次集會に参加できる市民の資格について、シェースは発言していないが、憲法制定のための一人委員案を前提にして、彼の演説はなされている。委員案は民衆の政治参加を拒否する態度を取っている<sup>(13)</sup>ので、シェース案における市民の資格にも制限があると考えられる。また、改正手続は必ずしも明確ではないが、第一次集會が判断するのは、憲法制定権力を元老院に与えるかどうかに関してであって、改正案に対する賛否の意思表明をすることができないようである。結局、改正手続への市民の関与はかなり限定されていると見なければならぬ。

また、憲法陪審の審議は非公開である(五条)。

共和暦三年には、かつて有益であった超実定的憲法制定権力が、「革命時代」に「無知によって使用」されたとして、放棄される。そして、憲法制定権力を「より有益に使用」するために、その実定化が図られる。その場合に、人民主権が明確に拒否され、代表制・権力分立の考えかたが採られる。その上で、憲法陪審による実定的な憲法制定権力の行使が構想されるが、民衆の影響力は注意深く排除されている。

共和暦八年には実定的憲法制定権力行使のための新しい構想が出されるが、その前提として次のような原理が示される。自由の実現のために代表制が優れているとされる。「粗野な民主制は馬鹿げている。それが可能であるとしても、代表制ははるかに優れており、それだけが人類に真の自由を享受させ、自由を進歩させることができる<sup>(14)</sup>」。代表制の基礎にある主権論については、人民に主権があるとされる。しかしながら、その主権は市民の集合体から切り離され、立法権や執行権からなる公的組織の意思と力の中に見いだされる<sup>(15)</sup>。このように、実際には人民主権が拒否され

る。代表制の基礎の下に、「信任は下から、権力は上から」発するとする原理が採られる。<sup>(16)</sup>この原理を具体化するために、「信任・名士名簿」が構想される。これは、市民が公務員候補者名簿を作成し、その中から上級権力が公務員を任命する制度である。結局、このようにして選挙制度自体が廃止される。

以上の原理の上に「護憲院」(Collège des Conservateurs)が構想され、それには三つの役割が期待される。公務員の選任にかかわる役割や、危機や異常事態に対処する役割と共に、最も基本的な役割として、憲法問題にかかわるものが要求されている。そのために違憲審査権と憲法改正権が与えられている。憲法改正権については、「知性の進歩と状況の必要によって促される継続的改良」<sup>(17)</sup>の役割が指摘されている。違憲審査権を含めて、憲法問題にかかわる権限について、護憲院は決定権を有する。しかし、発議権を持たず、自発的な活動が禁止されている。政府または護憲院による発議を待たなければならない。それ以上の具体的な構想は示されていない。

護憲院の議員については終身制が採られ、その補充は国家名簿の中から護憲院自身によってなされる。最初の護憲院の形成は制憲者の特別手続によって行なわれる。

ここでは超実定的憲法制定権力は全く問題にされていない。始めから実定法上の権限として憲法改正権が論じられている。そもそも名簿制によって選挙制度が廃止され、しかも、憲法改正権を行使する護憲院については、その構成員は自己任命される。憲法制定権力としての憲法改正権は、市民とほとんど関係のないところで行使されることになる。一七八九年の七月草案から共和暦八年憲法草案に至る流れの中で、憲法制定権力の実定化が図られるが、憲法制定と憲法改正の区別は常に行なわれていない。憲法制定権力の行使の前提として、受動的市民論、反人民主権論、信任・名士名簿による選挙廃止論と、民衆の影響力を排除しようとする態度でも、一貫している。これらの点は、実質的には後者の点も、超実定的憲法制定権力論を展開していた「第三身分とは何か」においても、既に現われていたも

のである。

このような共通性の下で、七月草案においては、憲法制定権力の超実定性が語られながら、實際上その実定化が進められている。共和暦三年には、超実定的憲法制定権力論の放棄が明言され、憲法陪審による憲法制定権力の実定化が図られる。共和暦八年になると、超実定的憲法制定権力論への言及がもはやされず、護憲院による実定的憲法制定権力行使の構想のみが展開されている。

- (1) 二二で、憲法によって規定された権力は、初めて《*pourvoirs constitués*》と複数形で表現される（A. P., t. 8, p. 289）。
- (2) *Ibid.*, p. 261.
- (3) 憲法制定権力の実定化に向かう論議は、一七九一年八月二九日から始まる。論議の概略については、樋口陽一『近代立憲主義と現代国家』、勁草書房、一九七三年、二〇六ページ以下参照。一七九一年憲法七篇一条は次のように規定する。「国民は憲法を変更する永久の権利を有することを、憲法制定国民議會は宣言する。しかしながら、経験によって不便が感じられる条項について、憲法の定める手続によって、改正する権利を行使することが、一層国民的利益に合致することを考慮して、改正は改正議會によって以下の形式で行なわれることを、憲法制定国民議會は定める。」二条以下の改正手続によれば、制限選挙によって選出された議員によって構成される立法議會と改正議會が、それぞれ改正の提案と決定を行なう。改正は極度に困難であり、受動的市民は改正手続に参加することができず、能動的市民も直接的な参加は認められていない。終節二段に以下の規定が置かれる。「憲法によって設置されたどのような権力も、全面的にも部分的にも憲法を変更する権利を持たない。ただし、前記七篇の規定に従って、憲法改正の方法によって行なわれる改正については、この限りでない。」
- (4) *Moniteur*, t. 25, p. 293.
- (5) *Ibid.*, p. 294.
- (6) 「政治的結合がなされるとき、各個人が社会の中に持ち込むすべての権利、個人の集合体全体のすべての力を決して共有にするわけではない。公的・政治的権力の名の下に、可能な最小限のもの、そして各人の権利と義務を維持するのに必要なも

のだけを共有にする。主権と呼ばれるものに、人が好んで与えてきた法外な概念とは似ても似つかない。私が語っているのは、まさに人民主権のことであることに注意してほしい」(Ibid., p. 292)。

- (7) Paul Bastid, *Sieyès et sa pensée*, Hachette, nouvelle éd., 1970, pp. 370, 371.
- (8) *Moniteur*, p. 292.
- (9) *Ibid.*, p. 444.
- (10) *Ibid.*, p. 489.
- (11) *Ibid.*, pp. 449-451.
- (12) *Ibid.*, pp. 445, 451, 452.
- (13) *Ibid.*, p. 93.
- (14) Boulay, *op. cit.*, p. 10.
- (15) *Ibid.*, p. 17.
- (16) *Ibid.*, p. 25.
- (17) *Ibid.*, p. 32.
- (18) *Ibid.*, p. 38.

### 3 超実定的憲法制定権力論の意義

若干の論者の議論を手掛かりにしながら、憲法制定権力の実定化の一般的な歴史的展開の中で、シエースの超実定的憲法制定権力論の意義を考えてみたい。

樋口陽一氏によれば、「第三身分とは何か」における『憲法制定権』は、シエースの場合、その論理構造において公然かつ自覚的に実定法超越的であり、その機能において実定法破壊的なものとして提起されている<sup>(1)</sup>。このような

憲法制定権力の基礎にある代表観は、後の段階と異なり、「憲法制定権」を本来もっている国民によって拘束された『代表』、という観念<sup>(2)</sup>である。超実定的憲法制定権力論に基づく、「憲法の絶対的変更可能性の強調は、論者が既存の実定法体制に対して攻撃的な地位にあったときの主張である<sup>(3)</sup>」。

しかし、「国民が『基本的によい憲法を享有』する段階になったときの現状維持の希求」の中で、「憲法制定権」の発動たる全面変更は、国民の自由な意思にゆだねられるべきものであって制度化されない、という観点から、その手続を定めないことよって、『憲法制定権』はまさしく観念化され、その発動は……永久に凍結される。……『憲法制定権』がここでまさしく、ひとつの仕方において実定法上の概念にメタモルフォーゼをとげたのであった。ひとつの仕方においてというのは、実定法上の概念になるとしても、この場合、それは、実定法の場で発動する権力をさす実体的概念としてではなく、成立した憲法の正当性原理の所在を示す概念として、そうなったからである<sup>(4)</sup>。そして、『憲法制定権』と憲法改正権の分離操作によつて、『憲法制定権』は国民（ナシオン）にあるとしながらも、『憲法改正権の行使（発議ないし決定）からは、実在としての国民（プーブル）を排除することを合理化した<sup>(5)</sup>」。ここには憲法制定権力論に関する多くの注目すべき分析が含まれているが、一般的な議論ではなく、シエースの議論について言えば、疑問もある。「第三身分とは何か」において、国民に憲法制定権力があるとされながら、既に見てきたように、国民はその行使を特別代表者に委任することが求められる。国民に許されていることは、特別代表者への憲法制定権力の行使の委任だけであり、行使と切り離された、国民の憲法制定権力には実質はない。特別代表者によってのみ行使される憲法制定権力の超実定性を基礎づけるために、国民の憲法制定権力の超実定性が言われているに過ぎないように思われる。従つて、凍結ということを言うとするれば、超実定的憲法制定権力において、実在としての国民の憲法制定権力は既に凍結されているのではないか。

民衆との接触をほとんど経験していないシエースは、国民が特別代表者によらずに憲法制定権力を行使する可能性を、実際にも認識していないし、まして毛頭望んでいない。革命開始後、一七八九年七月に憲法制定国民議会の外で民衆運動・農民運動が発生し、このような可能性が現実にも生じた。八月四日に国民議会は封建的特権の廃止を宣言し、その後廃止の対象を人的特権に限定することを確認した。このような民衆運動・農民運動に対するブルジョワ革命の枠内での賢明な妥協に対しても、彼は対応することができなかった。「もし革命がどのように向きを変えるのかを知っていたならば、私は決してそれにかかり合わなかったであろう」と述べたと伝えられている。

杉原泰雄氏においては、「第三身分とは何か」における主権論は、人民主権論であるとされる。その上で超実定性を強調された憲法制定権力論が、「革命の理論として一定の役割を演ずるものであったことは否定できない。だが、同時に、実定法上の問題と実定法外の問題を無差別的に混同するこの理論が、提唱者の主観的な意図はどうであれ、とりわけ革命後の市民憲法において人民の主権性を否定するうえで極めて大きな役割を果たすものであったことも無視できない。つまり、主権者たる人民を超憲法的な憲法制定権の主体とする理論は、実定憲法上はいかなる手続・制度をも主権者たる人民のために要求しないから、理論的にはいかなる国権行使の制度をもつ実定憲法とも両立しうる。したがって、彼の理論が、革命後において、実定憲法上、人民から主権者としての地位を奪うことを可能としかつ人民主権とは全く異質のブルジョワ的な『国民主権』の成立を可能とする、ブルジョワジーのイデオロギーとしての機能<sup>(2)</sup>を巧みに果たすものであったことは注目されてよい。」

革命前に超実定的憲法制定権力論の形で人民主権論が展開されたことを、樋口氏の場合は人民主権論にとってもいはば必然的であったとするのに対して、杉原氏にとっては同時に人民主権を否定する意味をも持つものにとらえられる。「第三身分とは何か」における国民の超実定的憲法制定権力論は、理念化されると、杉原氏の指摘するような論理展

開の可能性を客観的には持っている。実際にも、国民主権的実定制度を正当化するために、超実定的憲法制定権力論が使われることは少なくない。

しかし、シエース自身はこのような論理展開を行っていない。既に「第三身分とは何か」において、不明確な点を残しながら、憲法制定権力を行使する、実質的には国民主権的な手続・制度を構想している。彼にとっては、憲法制定権力はこのような手続・制度によってのみ、行使されるべきものである。超実定的憲法制定権力が、このような手続・制度から切り離されて理念化した場合、人民主権と結合する可能性がある。このような憲法制定権力論は、共和暦三年の演説の中で言われているように、彼から見れば、まさに「無知によって使用」されたものに他ならないのである。

「第三身分とは何か」において、実質的には代表者は国民主権の手続・制度に服すべきものと考えられる。この点では、憲法制定権力を行使する特別代表者も、憲法によって規定された権力を行使する普通代表者も、変わりがない。両者は共に自然法の拘束に服し、彼にとっては二つの権力はどちらも法的性格を有している。彼からすれば、特権身分と民衆の支配を共に排除する手続・制度の確保が最重要な問題である。従って、このような手続・制度を排除する憲法に対しては、憲法制定権力の超実定性が強調される。しかし、このような手続・制度が確保されさえすれば、それが実定憲法上のものになるかどうかは、状況の問題であり、手段的な意味を持つにとどまる。

革命の進展と共に、超実定的憲法制定権力論より実定的憲法制定権力論が有益になったと、彼は言う。その結果、超実定的憲法制定権力は実定的憲法制定権力に変わったのであり、それとは別に超実定的なもの残らない。これは便宜的な説明であるが、彼にとってはそれ程不自然ではないのであろう。

- (2) 同二〇三ページ。
- (3) 同二〇五ページ。
- (4) 同二一三ページ。
- (5) 同二一四ページ。
- (6) Joseph Droz, *Histoire du règne de Louis XVI, pendant les années où l'on pouvait prévenir ou diriger la Révolution française*, Paris, 1893, t. 2, p. 418.
- (7) 杉原『国民主権の研究』一九四、一九五ページ。

(五) まとめ

憲法制定権力論は一つの憲法論である。シエースは、大きな社会変革の構想の中に憲法論を位置づけるのではなく、憲法論の中で変革を制御しようとしている。

彼の憲法制定権力の主体は、形式的には「国民」とされているが、実質的には「第三身分の中の自由な階層」が予定されている。このような分裂が生じるのは、憲法制定権力が、排他的所有の保障を中心とする自然法の拘束を受けているからである。そこでは、人権の具体的なありかたの決定から、市民の集合体としての国民は排除される。法実証主義、シュミット、現代の憲法制定権力論も、異なる歴史的段階と国における、資本主義擁護のための理論として、シエースの理論と基本的な性格を共有している。

自然法の拘束を受ける憲法制定権力は、シエースにとって法的性格を有している。それは、特別代表者による行使という、特定の制度・手続を予定された権力である。このようにして、「自由な階層」による意思決定を可能にしよう

としている。

憲法制定権力は、「第三身分とは何か」においては超実定的なものとされていたが、その後、実定化が図られる。どの段階では、特権身分と民衆の支配を共に排除する制度・手続が構想されている。従って、憲法制定権力が実定憲法上のものになるかどうかは、シエースにとっては手段的意義を持つにとどまる。

### おわりに

議論の出発点を「生命」や「自由」に置くルソーも、「欲求」や「自由」に置くシエースも、人間の自由な生存に根源的な価値を見ていると言うことができる。その実現のために、シエースは自然権の考えかたを採ったが、ルソーはそうしなかった。すなわち、人間の自由な生存に根源的な価値を認めることは、人権の自然権的構成を必然化するものではない。

ルソーもシエースも自然権論において所有論に重要な位置を与えている。シエースは、私的所有を含む一定の自由を自然権として構成し、一部譲渡の立場に立つ。そのため、「手段の大きな不平等」が自然なものとして放置され、所有は自由な生存から独立する。他人労働を支配し、自由な生存に反する所有が正当化される。ルソーは自然権論を採らず、全部譲渡の立場を主張する。そうすることによって、自由な生存の実現のために、所有の社会的再構成を要求する。人権を自然権としてとらえるかどうかの中心問題は、自由な生存と所有の切断を肯定するかどうかの問題である。

自由な生存に根源的な価値が置かれれば、主権はそれによって拘束される。しかし、拘束の具体的内容の確定、言

い換えれば人權の具体的な構成のしかたの問題が残り、それが重要である。

ルソーのように、人權の自然権的構成を採らない場合、人權の具体的なありかたの決定は主権者人民が行なう。所有の社会的再構成によって市民の自由な生存の実現が目指され、そのことによって市民の間で基本的な利害が一致し、市民の全体としての人民による決定が可能になる。自然権的構成を行なうシエースにおいては、万能の国民も自然法の拘束に服す。その拘束の具体的内容の確定、すなわち人權の具体的なありかたの決定は、一部の市民によって行なわれる。シエースの場合、そのような市民は「第三身分の中の自由な階層」から生まれることが予定されている。排他的所有の自然権的保障によって市民の自由な生存が不可能になり、基本的な利害が対立する市民の中で、決定は一部の有産者市民によって行なわれることになる。

私的所有の問題や一部の市民による決定の問題が検討されないまま、自然法によって拘束された憲法制定権力が語られるとき、シエースにおけるのと同様の問題が存在していると思われることができる。

シエースは一貫して自然権論を採りつつ、憲法制定権力について革命前にはその超実定性を強調したが、革命後は憲法陪審論などによってその実定化を図っている。人民主権論の形式の下で、納税者株主論などによって、始めから実質的には国民主権論へ踏み込んでいく。革命後は、命令的委任の禁止論などを通して、国民主権論の形成に明確な理論的貢献を行なっている。このような理論的活動の基礎には、特権身分を批判しつつ、民衆に不信感を持つシエースの立場がある。特権批判や民衆不信の強弱には変化が見られるが、基本的な立場は一貫している。

彼は「第三身分とは何か」によって革命の口火を切り、革命初期のリーダーになる。中期には革命の舞台から退いているが、テルミドールの反動後、表舞台に復帰する。ブリュメール一八日のクー・デタに参加し、最後はボナパルトに権力を譲り渡している。やはり「ブルジョワジーの権化」(ジュールジュ・ルフェーヴル)と呼ばれるべきである。

このような歴史的な性格から切り離して、彼の自然権論や憲法制定権力論を評価することはできない。この点が軽視されると、異なる歴史的段階において、同様の歴史的な性格を持った理論を展開する恐れが生じよう。<sup>(2)(3)</sup>

(1) 彼は国民公会議員になり、憲法・外交・防衛・公教育などの委員会に入っている。しかし、彼の構想はどれも受け入れられず、恐怖政治の下では沈黙を守っている。そのため、ロベスピエールから「革命のもぐら」(La taupe de la Révolution) と呼ばれた (Bastid, op. cit., p. 150.)。

(2) シエース的な立場ではなく、基本的にルソー的な方向で問題が立てられるべきだと、私には思われる。ルソーにおいては、人権の具体的なありかたの決定は、市民の総体としての人民によって行なわれる。それが行なわれるためには、いくつか注意されるべき点がある。シエースとのかかわりで、二点だけ指摘しておきたい。

一つには、人民による決定は、そのことを必要とする市民の間の利害の対立を前提にしている。確かに、人民による決定が実効的であるためには、市民の間の基本的な利害の一致が必要である。基本的に階級的な利害の対立があれば、決定は実質的には一部の市民によってなされ、人民による決定の形式は虚偽のものになる。しかし、基本的な利害の一致の下でも、多数決による決定を必要とする重要な利害の対立は、常に存在することが認識される必要がある。また、基本的な利害の一致は実際には目標でもあり、出発点において論理的に前提されるべきことではない。市民の間の利害の対立が軽視されると、人民による決定ではなく、人民の名による一部の市民による決定が帰結されやすい。

それは、シエースのたどった方向に他ならない。「第三身分とは何か」において、「第三身分の中の自由な階層」について、「この階層は人民の他の部分と異なる利益を持っていない」とされていた。このような主張の上に、七月草案では、受動的市民としての全市民の利害の一致の想定が前提に置かれ、能動的市民のみによる政治参加の制度が正当化された。シエースによって利害の一致が主張されたとき、逆に利害の対立とその認識が存在していた。同じような論理の逆転は、基本的でないといえる利害の対立についても生じる。

もう一つには、人民による決定は、市民に対する自由の保障によって初めて可能である。シエースにおけるような、人権の

自然権の構成は、自由な生存と所有を切断し、人権のありかたの決定から国民を排除するところに、本質的な役割がある。しかし、国家権力から国民の、多数者市民から少数者市民の自由を保障する機能も同時に持っている。人権の自然権的構成が果たしていた本質的な役割が否定されたところで、それが持っていた自由保障機能が生かされうるか。市民に対する自由の保障の上に人民による決定を構想する場合、再構成された人権の自然権的構成が、積極的な役割を果たしうるか。考えてみるべき問題である。

ルソーの構想では、所有の社会的再構成と共に自律した市民が形成され、社会的差別の減少と共に市民の個性が積極的に發揮されることが期待されているように思われる。そのような社会の中で、人民主権の実現が目指される。そのことによって、国家権力に対する国民の、多数者市民に対する少数者市民の自由の保障の問題が消滅するわけではない。問題が社会的・階級的差別によって歪曲されることなく、むしろ純粹な形で登場することになろう。

「国家による承認と規範化に先行する権利の存在をみとめ、それを『人権』として把握する」主張が、ソ連においてひとつの有力な見解として存在する（杉浦一孝「ソ連における基本権論のあらたな動向」、長谷川正安編『現代人権論』、法律文化社、一九八二年、二〇六ページ）。「そこで提唱されている『人権』概念の内容」は、「人間の生まれながらの永久かつ不可譲の権利ではなく、『当該社会の社会的諸連関の総体』に規定されながら、人間が個人的欲求および利益を充足するために、物質的および文化的財を領有する『社会的可能性』、あるいはその意識化としての『理念』や『権利主張』である。」国家に先行する権利の社会的基礎を探索するこのような動向も、検討されるべきであらう。

(3) 拙著『シエースの憲法思想』六九ページは、私的労働が第三身分によって負担されていた後で、次のように記述している。「そうであるのに、第三身分は公的職務から排除され、他方で、私的労働を負担していない特権身分が、公的職務を独占しているというのである。」この記述は不正確であるので、以下のように訂正したい。「公的職務についても、骨の折れる大部分の職務は、第三身分によって担われているとする。そうであるのに、必要な労働・職務を担当していない特権身分が、公的職務のうち、金や名譽になる地位を独占しているというのである。」ただし、このように記述を変更しても、基本的な論理を変更する必要はないように思われる。訂正箇所では、ブルジョワジーが特権身分との対比において労働主体であったこと

を指摘しているが、その点を変える必要はない。また、「私的労働」と「公的職務」が言葉として対置されていること（七一ページ）も、政治的特権に対する攻撃と所有権の擁護という論理（二一〇ページ）がとられていることも間違いない。

**付記** 拙著『シエースの憲法思想』、勁草書房、一九八七年に本論文をつけくわえて、学位論文として一橋大学法学部に提出した。原稿段階の本論文をもとにして学位審査を受け、審査のなかで受けた指摘にもとづいて、校正段階で訂正を加えた部分がある。